

平成十七年法律第五十号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

目次

第一編 総則	第二章 刑事施設 (第三条—第十三条)
第一章 処遇の原則 (第三十条—第三十二条)	第三章 留置施設 (第十四条—第二十四条)
第二編 被収容者等の処遇	第四章 海上保安留置施設 (第二十五条—第二十九条)
第三節 処遇の開始 (第三十三条—第三十一条)	第五節 目未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者 (第二百二十三条)
第四節 処遇の態様 (第三十五条—第三十七条)	第六節 各種被収容者 (第二百二十四条・第二百二十五条)
第五節 収容の開始 (第三十三条—第三十八条)	第七節 信書の発受 (第二百二十六条—第二百三十三条)
第六節 起居動作の時間帯等 (第三十八条・第三十九条)	第八節 物品の貸与等及び自弁 (第二百八十五条—第二百八十七条)
第七節 物品の取扱い (第四十四条—第五十五条)	第九節 起居動作の時間帯等 (第二百八十四条—第二百八十六条)
第八節 保健衛生及び医療 (第五十六条—第六十条)	第十節 処遇の態様等 (第二百八十二条—第二百八十三条)
第九節 規律及び秩序の維持 (第七十三条—第七十九条)	第十一節 外部交通 (第二百六十五条—第二百六十七条)
第十節 矯正処遇の実施等 (第六十一条)	第十二節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第一款 通則 (第八十四条—第九十一条)	第一款 審査の申請及び再審査の申請 (第二百七十八条—第二百八十一条)
第二款 作業 (第九十二条—第一百二条)	第二款 事実の申告 (第二百七十九条—第二百八十二条)
第三款 各種指導 (第一百三条—第一百五十六条)	第三款 苦情の申出 (第二百八十三条—第二百八十六条)
第四款 社会復帰支援等 (第一百六条—第一百八十八条)	第四款 雜則 (第二百八十二条—第二百八十三条)
第五款 未決拘禁者としての地位を有する受刑者 (第二百九条)	
第六款 外部交通 (第二百九条)	
第一款 受刑者についての留意事項 (第二百十条)	
第二款 面会	

第一目 受刑者 (第二百十一条—第二百十一条)	第十五節 死亡 (第二百七十六条—第二百七十七条)
第二目 未決拘禁者 (第二百十五条—第二百十八条)	第十六節 死刑の執行 (第二百七十八条—第二百七十九条)
第三目 未決拘禁者としての地位を有する受刑者 (第二百十九条)	第十七節 留置の開始 (第二百八十条—第二百八十三条)
第四目 死刑確定者 (第二百二十条—第二百二十二条)	第十八節 留置の開始 (第二百八十条—第二百八十三条)
第五目 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者 (第二百二十三条)	第十九節 処遇の態様 (第二百四十三条—第二百四十五条)
第六目 各種被収容者 (第二百二十四条・第二百二十五条)	第二十節 物品の貸与等及び自弁 (第二百四十六条—第二百四十八条)
第七目 受刑者 (第二百二十六条—第二百三十三条)	第二十一節 金品の取扱い (第二百四十六条—第二百四十八条)
第八目 信書の発受 (第二百二十七条)	第二十二節 保健衛生及び医療 (第二百五十四条—第二百五十六条)
第九目 物品の貸与等及び自弁 (第二百八十五条—第二百八十七条)	第二十三節 宗教上の行為 (第二百五十七条—第二百五十九条)
第十目 死刑確定者 (第二百三十九条—第二百四十二条)	第二十四節 書籍等の閲覧 (第二百五十八条—第二百六十条)
第十一目 各種被収容者 (第二百四十三条—第二百四十五条)	第二十五節 金品の取扱い (第二百九十二条—第二百九十四条)
第十二目 未決拘禁者としての地位を有する受刑者 (第二百三十七条—第二百三十九条)	第二十六節 保健衛生及び医療 (第二百九十九条—第二百三十一条)
第十三目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第二十七節 宗教上の行為 (第二百九十二条—第二百九十四条)
第十四目 賞罰 (第二百四十九条—第二百五十六条)	第二十八節 書籍等の閲覧 (第二百五十八条—第二百六十条)
第十五目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第二十九節 金品の取扱い (第二百九十二条—第二百九十四条)
第十六目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第三十節 保健衛生及び医療 (第二百九十九条—第二百三十一条)
第十七目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第三十一節 宗教上の行為 (第二百九十二条—第二百九十四条)
第十八目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第三十二節 書籍等の閲覧 (第二百五十八条—第二百六十条)
第十九目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第三十三節 金品の取扱い (第二百九十二条—第二百九十四条)
第二十目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第三十四節 保健衛生及び医療 (第二百九十九条—第二百三十一条)
第二十一目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第三十五節 宗教上の行為 (第二百九十二条—第二百九十四条)
第二十二目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第三十六節 書籍等の閲覧 (第二百五十八条—第二百六十条)
第二十三目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第三十七節 金品の取扱い (第二百九十二条—第二百九十四条)
第二十四目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第三十八節 保健衛生及び医療 (第二百九十九条—第二百三十一条)
第二十五目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第三十九節 宗教上の行為 (第二百九十二条—第二百九十四条)
第二十六目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第四十節 書籍等の閲覧 (第二百五十八条—第二百六十条)
第二十七目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第四十一節 金品の取扱い (第二百九十二条—第二百九十四条)
第二十八目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第四十二節 保健衛生及び医療 (第二百九十九条—第二百三十一条)
第二十九目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第四十三節 宗教上の行為 (第二百九十二条—第二百九十四条)
第三十目 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十六条)	第四十四節 書籍等の閲覧 (第二百五十八条—第二百六十条)

第一節 処遇の態様 (第二百四十三条—第二百四十五条)	第十一節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第二節 物品の貸与等及び自弁 (第二百四十六条—第二百四十八条)	第十二節 外部交通 (第二百六十五条—第二百六十七条)
第三節 保健衛生及び医療 (第二百四十九条—第二百五十一条)	第十三節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第四節 宗教上の行為 (第二百五十二条—第二百五十四条)	第十四節 外部交通 (第二百六十五条—第二百六十七条)
第五節 書籍等の閲覧 (第二百五十五条—第二百五十七条)	第十五節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第六節 規律及び秩序の維持 (第二百五十八条—第二百六十条)	第十六節 外部交通 (第二百六十五条—第二百六十七条)
第七節 電話等による通信 (第二百四十六条—第二百四十八条)	第十七節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第八節 国外語による面会等 (第二百四十九条—第二百五十二条)	第十八節 外部交通 (第二百六十五条—第二百六十七条)
第九節 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第十九節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第十節 信書の発受 (第二百二十七条—第二百二十九条)	第二十節 外部交通 (第二百六十五条—第二百六十七条)
第十一節 第一款 審査の申請及び再審査の申請 (第二百二十九条—第二百三十一条)	第二十一節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第十二節 第二款 事実の申告 (第二百三十二条—第二百三十五条)	第二十二節 外部交通 (第二百六十五条—第二百六十七条)
第十三節 第三款 苦情の申出 (第二百三十三条—第二百三十五条)	第二十三節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第十四節 第四款 雜則 (第二百三十六条—第二百三十七条)	第二十四節 外部交通 (第二百六十五条—第二百六十七条)
第十五節 第五款 第二款 事実の申告 (第二百三十二条—第二百三十五条)	第二十五節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第十六節 第六款 外国語による面会等 (第二百四十九条—第二百五十二条)	第二十六節 外部交通 (第二百六十五条—第二百六十七条)
第十七節 第七款 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第二十七節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第十八節 第八款 賞罰 (第二百四十九条—第二百五十六条)	第二十八節 外部交通 (第二百六十五条—第二百六十七条)
第十九節 第九款 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第二十九節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第二十節 第十款 留置の開始 (第二百八十条—第二百八十三条)	第三十節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第二十一節 第十一款 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第三十一節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第二十二節 第十二款 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第三十二節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第二十三節 第十三款 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第三十三節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第二十四節 第十四款 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第三十四節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第二十五節 第十五款 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第三十五節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第二十六節 第十六款 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第三十六節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第二十七節 第十七款 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第三十七節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第二十八節 第十八款 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第三十八節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第二十九節 第十九款 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第三十九節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)
第三十節 第二十款 不服申立て (第二百四十九条—第二百五十二条)	第四十節 不服申立て (第二百七十五条—第二百七十七条)

第一編 総則	第二編 被留置者の処遇
第一章 労役場及び監置場 (第二百八十七条—第二百八十九条)	第二章 留置の開始 (第二百四十二条—第二百四十四条)
第二章 法務大臣との協議 (第二百四十条)	第三章 代替収容の場合における刑事訴訟法等の適用 (第二百八十六条—第二百八十八条)
第三章 罰則 (第二百九十二条—第二百九十五条)	第四章 労役場及び監置場 (第二百八十七条—第二百八十九条)
第四章 罰則 (第二百九十二条—第二百九十五条)	第五章 司法警察職員 (第二百九十条—第二百九十二条)
第五章 罰則 (第二百九十二条—第二百九十五条)	第六章 条約の効力 (第二百九十二条—第二百九十五条)
第六章 罰則 (第二百九十二条—第二百九十五条)	第七章 務務 (第二百九十二条—第二百九十五条)
第七章 罰則 (第二百九十二条—第二百九十五条)	第八章 海上保安留置施設における海上保安

附則

第一編 総則

第一章 通則

(目的)

第一条 この法律は、刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 被収容者 刑事施設に収容されている者をいう。

二 被留置者 留置施設に留置されている者をいう。

三 海上保安被留置者 海上保安留置施設に留置されている者をいう。

四 受刑者 懲役受刑者、禁錮受刑者又は拘留受刑者をいう。

五 懲役受刑者 懲役の刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第一項第一号の共助刑を含む。以下同じ。）の執行のため拘置されている者をい

う。

六 禁錮受刑者 禁錮の刑（国際受刑者移送法第十六条第一項第二号の共助刑を含む。以下同じ。）の執行のため拘置されている者をい

う。

七 拘留受刑者 拘留の刑の執行のため拘置さ

れている者をい

う。

八 未決拘禁者 被逮捕者、被勾留者の他未

決の者として拘禁されている者をい

う。

九 被逮捕者 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第一百三十一号）の規定により逮捕されて留置さ

れている者をい

う。

十 被勾留者 刑事訴訟法の規定により勾留さ

れている者をい

う。

十一 死刑確定者 死刑の言渡しを受けて拘置さ

れている者をい

う。

十二 各種被収容者 被収容者であつて、受刑者、未決拘禁者及び死刑確定者以外のものをい

う。

十三 刑事施設は、次に掲げる者を収容し、これらの方に対し必要な処遇を行う施設とする。

第二章 刑事施設

（刑事施設） 第三条 刑事施設は、委員会は、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとする。

一 憲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者

二 刑事訴訟法の規定により、逮捕された者であつて、留置されるもの

三 刑事訴訟法の規定により勾留される者

四 死刑の言渡しを受けて拘置される者

五 前各号に掲げる者ほか、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者及び

六 収容することができる者（被収容者の分離）

七 被収容者は、次に掲げる別に従い、それぞれ互いに分離するものとする。

一 性別

二 受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）、未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。）、

三 懲役受刑者、禁錮受刑者及び拘留受刑者

四 の別

五 前項の規定にかかわらず、受刑者に第九十二条又は第九十三条に規定する作業として他の被収容者に接し食事の配給その他の作業を行わせるため必要があるときは、同項第二号及び第三号に掲げる別による分離をしないことができる。

六 第一百二十七条（第百四十四条において準用する場合を含む。）、第百三十五条（第百三十八条及び第百四十二条において準用する場合を含む。）及び第百四十条の規定にかかわらず、被収容者が委員会に対して提出する書面は、検査をしてはならない。

（実地監査）

第五条 法務大臣は、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各刑事施設について、毎年一回以上、これに実地監査を行わせなければならない。

（意見聴取）

第六条 刑事施設の長は、その刑事施設の適正な運営に資するため必要な意見を関係する公務所及び公私との団体の職員並びに学識経験のある者から聴くことに努めなければならぬ。

（刑事施設視察委員会）

第七条 刑事施設は、刑事施設視察委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（委員会） 委員会は、その置かれた刑事施設を視察し、その運営に関して意見を述べるものとする。

（刑務官） 第十二条 刑務官は、法務省令で定めるところに定める。

（裁判官及び検察官の巡回） 第十三条 刑務官は、法務省令で定めるところに定める。

（組織等） 第八条 委員会は、委員十人以内で組織する。委員は、人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

二 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

三 委員は、非常勤とする。

四 前各項に定めるものほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、法務省令で定める。

（委員会に対する情報の提供及び委員の視察等） 第九条 刑事施設の長は、刑事施設の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報提供するものとする。

（委員会による被収容者の面接） 第十条 刑事施設の運営の状況を把握するため、委員による刑事施設の視察することができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、刑事施設の長に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができる。

（刑務官による被収容者の面接） 第十一条 刑事施設の長は、前項の視察及び被収容者との面接について、必要な協力をしなければならない。

（裁判官及び検察官の公表） 第十二条 刑務大臣は、毎年、委員会が刑事施設の長に対して述べた意見及びこれを受けて刑事施設の長が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（裁判官及び検察官の巡回） 第十三条 刑務官は、法務省令で定めるところに定める。

（刑務官の階級） 第十四条 都道府県警察に、留置施設を設置する。

（留置施設） 第十五条 第三条各号に掲げる者は、次に掲げる者を留置し、これらに對し必要な処遇を行う施設とする。

一 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び刑事訴訟法の規定により、都道府県警察の警察官が逮捕する者又は受け取る逮捕された者であつて、留置されるもの

二 前号に掲げる者で、次条第一項の規定の適用を受けて刑事訴訟法の規定により勾留されるもの

三 前二号に掲げる者ほか、法令の規定により留置施設に留置することができることに代えて、

二 前号に掲げる者で、次条第一項の規定の適用を受けて刑事訴訟法の規定により勾留される者

三 前二号に掲げる者ほか、法令の規定により留置施設に留置することができる。

（留置施設） 第十六条 都道府県警察に、留置施設を設置する。

（留置施設） 第十七条 憲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者（これらの刑の執行以外の逮捕、勾留その他の事由により刑事訴訟法その他の法令の規定に基づいて拘禁される者としての地位を有するものを除く。）

（留置施設） 第十八条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十七条の四第一項、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第百三十三条第二項又は少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第百二十三条の規定により仮に収容される者

（留置施設） 第十九条 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第五条第一項、第十七條第二項若しくは第二十五条第一項、国际捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第

二十三条第一項又は国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第二十一条第一項若しくは第三十五条第一項の規定により拘禁される者

（留置施設） 第二十条 法務大臣は、国家公安委員会に対し、前項の規定による留置に関する留置施設の運営の状況

について説明を求め、又は同項の規定により置された者の処遇について意見を述べることができる。

(留置業務管理者等)

第十六条 留置施設に係る留置業務を管理する者(以下「留置業務管理者」という。)は、警視庁、道府県警察本部又は方面本部(第二十条において「警察本部」という。)に置かれる留置施設にあっては警視以上の階級にある警察官のうちから警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長(以下「警察本部長」という。)が指名する者とし、警察署に置かれる留置施設にあっては警察署長とする。

2 留置施設に係る留置業務に従事する警察官(以下「留置担当官」という。)には、被留置者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被留置者の處遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。

3 留置担当官は、その留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。

(被留置者の分離)

4 第十七条 被留置者は、次に掲げる別に従い、それぞれ互いに分離するものとする。

一 性別

二 受刑者としての地位を有する者か否かの別

2 前項の規定にかかるらず、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要がある場合において、被留置者の処遇上支障を生ずるおそれがないと認めるときは、同項第二号に掲げる別による分離をしないことができる。

(実地監査)

第十八条 警察本部長は、都道府県公安委員会(道警察本部の所在地を包括する方面以外の方面にあつては、方面公安委員会。以下「公安委員会」という。)の定めるところにより、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各留置施設について、毎年一回以上、これに実地監査を行わせなければならない。

(巡察)

第十九条 警察庁長官は、国家公安委員会の定めるところにより、被留置者の処遇の充実を図り、この法律の適正な施行を期するため、その指名する職員に留置施設を巡察させるものとする。

(留置施設視察委員会)

第二十条 警察本部に、留置施設視察委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、その置かれた警察本部に係る都道府県警察の管轄区域内にある留置施設(道警察本部にあってはその所在地を包括する方面の区域にある留置施設、方面本部にあっては当該方面的区域内にある留置施設)を視察し、その運営に關し、留置業務管理者に対して意見を述べるものとする。

第二十一条 委員会の委員(以下この条及び次条第二項において「委員」という。)は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安部委員会が任命する。

(組織等)

2 委員は、非常勤とする。

3 委員又は委員であつた者は、職務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 第二十二条 委員は、任期その他の委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の定数及び任期については、公安部委員会の定める基準を參照するものとする。

(委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)

2 第二十三条 留置業務管理者は、留置施設の運営の状況(第百九十条第一項又は第二百八条第一項の規定による措置に関する事項を含む。)について、公安部委員会の定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報の提供するものとする。

2 委員会は、留置施設の運営の状況を把握するため、委員による留置施設の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、委員による被留置者との面接の実施について協力を求めることができる。

(受刑者の処遇の原則)

2 第二十四条 第六条、第十一條及び第十二条の規定は、留置施設について準用する。この場合において、第六条及び第十二条中「刑事施設の長」とあるのは、「海上保安留置業務管理者」と読み替えるものとする。

第二十五条 管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶に、海上保安留置施設を設置する。

(海上保安留置施設)

2 海上保安留置施設は、次に掲げる者を留置し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。ただし、海上保安庁の船舶に置かれる海上保安留置施設には、やむを得ない事由により、管区海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所に置かれる海上保安留置施設に速やかに留置することができない場合に限り、留置することができる。

一 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二百八十二号)及び刑事訴訟法の規定により、海上保安官又は海上保安官補が逮捕する者又は受け取る逮捕された者であつて、留置されるものとされる者

2 前号に掲げる者のほか、法令の規定により海上保安留置施設に留置することができることとされる者

(海上保安留置業務管理者等)

2 第二十六条 海上保安留置施設に係る留置業務を管理する者(以下「海上保安留置業務管理者」という。)は、管区海上保安本部に置かれる海上保安留置施設に係る海上保安留置施設にあつては管区海上保安本部の長とし、海上保安庁の船舶に置かれる海上保安留置施設にあつては当該船舶の船長とする。

(受刑者の処遇の原則)

2 第二十七条 海上保安被留置者は、性別に従い、互いに分離するものとする。

(実地監査)

2 第二十八条 海上保安庁長官は、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各海上保安留置施設について毎年一回以上、これに実地監査を行わせなければならない。

(刑事施設に関する規定の準用)

2 第二十九条 第六条、第十一條及び第十二条の規定は、海上保安留置施設について準用する。この場合において、第六条及び第十二条中「刑事施設の長」とあるのは、「海上保安留置業務管理者」と読み替えるものとする。

第二章 刑事施設における被収容者の処遇

2 第三十条 受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。

(未決拘禁者の処遇の原則)

2 第三十一条 未決拘禁者の処遇に当たつては、未決の者としての地位を考慮し、その逃走及び罪証の隠滅の防止並びにその防御権の尊重に特に留意しなければならない。

(死刑確定者の処遇の原則)

2 第三十二条 死刑確定者の処遇に当たつては、その者が心情の安定を得られるようにして留意するものとする。

(死刑確定者の処遇の原則)

2 第三十三条 刑事施設の長は、被収容者に対し、篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話その他の措置を執るものとする。

(死刑確定者の処遇の原則)

2 第三十四条 刑事施設における被収容者の処遇は、その刑事施設における収容の開始に際し、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。その刑事施設に収容されている被収容者がその地位を異にするに至つたときも、同様とする。

一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項

(海上保安被留置者の分離)

2 第二十九条 第六条、第十一條及び第十二条の規定は、海上保安被留置者は、性別に従い、互いに分離するものとする。

(実地監査)

2 第三十一条 刑事施設の長は、被収容者に対し、篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話その他の措置を執るものとする。

(死刑確定者の処遇の原則)

2 第三十二条 死刑確定者の処遇に当たつては、その者が心情の安定を得られるようにして留意するものとする。

(死刑確定者の処遇の原則)

2 第三十三条 刑事施設の長は、被収容者に対し、篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話その他の措置を執るものとする。

(死刑確定者の処遇の原則)

2 第三十四条 刑事施設における被収容者の処遇は、その刑事施設における収容の開始に際し、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。その刑事施設に収容されている被収容者がその地位を異にするに至つたときも、同様とする。

一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項

二 第四十八条第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項	三 保健衛生及び医療に関する事項
四 宗教上の行為、儀式行事及び教説に関する事項	五 書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（信書を除く。）をいう。以下同じ。）の閲覧に関する事項
六 第七十四条第一項に規定する遵守事項	七 面会及び信書の発受に関する事項
八 懲罰に関する事項	九 審査の申請を行うことができる措置、審査の申請をすべき行政庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項
十 第百六十三条第一項の規定による申告を行ふことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項	十一 苦情の申出に関する事項

十二 第百六十三条规定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行う。（識別のための身体検査）	十三 前項の規定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行う。（他の同項の規定による申告に関する事項）
十四 女子の被収容者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の刑務官がこれを行わなければならぬ。ただし、女子の刑務官がその刑事施設における収容の開始に際し、その者の識別のため必要な限度で、その身体を検査することができる。その後必要が生じたときも、同様とする。（未決拘禁者の処遇の態様）	十五 第百六十三条第一項の規定による申告を行ふことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項
十六 第三十四条刑務官は、被収容者について前項の規定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行う。（他の同項の規定による申告に関する事項）	十七 第百六十三条第一項の規定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行う。（他の同項の規定による申告に関する事項）
十八 第三十五条未決拘禁者は（刑事施設に収容されているものに限る。以下この章において同じ。）の処遇（運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合における処遇を除く。次条第一項及び第三十七条第一項において同じ。）は、居室外において行うことが適當と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。（未決拘禁者（死刑確定者としての地位を有するもの）を除く。）の居室は、罪証の隠滅の防止上支障を生ずるおそれがある場合には、単独室とし、それ以外の場合にあっても、処遇上共同室に収容することが適當と認める場合を除く。次条できる限り、単独室とする。	十九 第三十六条死刑確定者の処遇は、居室外において行うことが適當と認められる場合を除き、昼夜、居室において行う。（死刑確定者の処遇の態様）

二十 第三十九条刑事施設の長は、被収容者に対し、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上の時間帯をいい、その他の被収容者にあつては食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯をいい、その他の被収容者にあつては食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯をいい。（余暇活動の援助等）	二十一 第四十一条刑事施設の長は、受刑者が、次に掲げる物品（次条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は嗜好品（酒類を除く。以下同じ。）を支給することができる。（自弁の物品の使用等）
二十二 第四十二条被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの（第四十一条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。	二十三 第四十二条被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの（第四十一条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。
二十四 第四十三条第百六十三条第二項の規定によつて、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。	二十五 第四十三条第百六十三条第二項の規定によつて、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。
二十五 第四十四条刑事施設の職員は、次に掲げる金品（信書を除く。）を勘案し、被収容者としての地位に照らして、検査を行ふことができる。	二十六 第四十四条刑事施設の職員は、次に掲げる金品（信書を除く。）を勘案し、被収容者としての地位に照らして、検査を行ふことができる。
二十七 第四十五条刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当するときは、被収容者に對し、その物品について、親族（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）その他相當と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。	二十七 第四十五条刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当するときは、被収容者に對し、その物品について、親族（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）その他相當と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

二十八 第四十六条刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、（差入物の引取り等）	二十九 第四十六条刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、（差入物の引取り等）
三十 第四十七条被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの（第四十一条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。	三十 第四十七条被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの（第四十一条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。
三十一 第四十八条被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの（第四十一条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。	三十一 第四十八条被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの（第四十一条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。
三十二 第四十九条被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの（第四十一条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。	三十二 第四十九条被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの（第四十一条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。
三十三 第五十条被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの（第四十一条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。	三十三 第五十条被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの（第四十一条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。

又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。

一 被收容者に交付することにより、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。

二 交付の相手方が受刑者であり、かつ、差入人が親族以外の者である場合において、その受刑者に交付することにより、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるものであるとき。

三 交付の相手方が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき。

四 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。

五 自弁により使用し、若しくは摸取することができることとされる物品又は釈放の際に必要と認められる物品（以下「自弁物品等」という。）以外の物品であるとき。

六 前条第一項各号のいずれかに該当する物品であるとき。

七 第四十四条第三号に掲げる現金又は物品であつて、前項第一号から第四号までのいずれかに該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないときは、刑事施設の長は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3 前項に規定する現金又は物品について、第一項の規定による引取りを求める又は前項の規定により公告した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品の引取りをしないときは、その現金又は物品は、国庫に帰属する。

4 第二項に規定する物品であつて、第一項第六号に該当するものについては、刑事施設の長は、前項第一号から第四号までのいずれかに該当するものを除く）について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人が

対し、その引取りを求めるものとする。

一 被收容者に対し、親族その他相当と認める者へ交付その他相当の处分を求めるものとする。

二 前条第二項の規定は、前項の規定により処分を始めた場合について準用する。

三 交付（その相手方が親族であるものを除く。）の交付その他の相当の处分を求めるものとする。

四 第四十四条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項各号のいずれにも該当しないものについて、被收容者がその交付を受けることを拒んだ場合には、刑事施設の長は、差入人に對し、その引取りを求めるものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

（物品の引渡し及び領置）

第四十七条 次に掲げる物品のうち、この法律の規定により被收容者が使用し、又は摸取することができるものは、被收容者に引き渡す。

一 第四十四条第一号又は第二号に掲げる物品であつて、第四十五条第一項各号のいずれにも該当しないもの

二 第四十四条第三号に掲げる物品であつて、前条第一項各号のいずれにも該当しないもの（被收容者が交付を受けることを拒んだ物品を除く。）

3 第四十五条第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。

4 刑事施設の長は、被收容者が保管私物について領置することを求めた場合において、相当と認めるとときは、これを領置することができる。ただし、領置総量が領置限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。

5 刑事施設の長は、前項の規定により領置している物品について、被收容者がその引渡しを求めた場合には、これを引き渡すものとする。ただし、保管総量が保管限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。

（領置金の使用）

第四十九条 刑事施設の長は、被收容者が、自弁物品等を購入し、又は刑事施設における日常生活上自ら負担すべき費用に充てるため、領置されている現金を使用することを申請した場合は、必要な金額の現金の使用を許すものとする。ただし、自弁物品等を購入するための現金の使用については、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 購入により、保管総量が保管限度量を超える、又は領置総量が領置限度量を超えることとなるとき。

二 第四十四条各号に掲げる現金であつて、前条第一項第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないもの（保管私物等）

（保管私物等）

第四十八条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、保管私物（被收容者が前条第一項の規定により引渡しを受けて保管する物品（第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品を含む。）及び被收容者が受けた信書でその保管するものをいう。以下この章において同じ。）の保管方法について、刑事施設の管理運営により行われることとされる。

（差入れ等に関する制限）

第五十条 刑事施設の長は、この節に定めるものほか、法務省令で定めるところにより、差入による被收容者に対する金品の交付及び被收容者による自弁物品等の購入について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

一 交付（その相手方が親族であるものを除く。）により、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

二 被收容者が受刑者である場合において、交付により、その引取りを求めるものとする。

三 被收容者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。

（差入れ等に関する制限）

第五十一条 刑事施設の長は、この節に定めるものほか、法務省令で定めるところにより、差入による被收容者に対する金品の交付及び被收容者による自弁物品等の購入について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

一 交付（その相手方が親族であるものを除く。）により、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

二 被收容者が受刑者である場合において、交付が

被收容者について領置している物品（法務省令で定めるものを除く。）の総量（以下この節において「領置総量」という。）が領置限度量（被收容者としての地位の別ごとに被收容者一人当たりについて保管することができる物品の量として刑事施設の長が定める量をいう。以下この節において同じ。）を超えるとき、又は

（保管私物又は領置金品の交付）

第五十二条 刑事施設の長は、被收容者の保管私物又は領置された被收容者の遺留物（刑事施設に遺留した金品をいう。以下この章において同じ。）は、その釈放の日から起算して六月を経過する日までに、その者からその引渡しを要する費用の提供がないときは、国庫に帰属する。

（釈放者の遺留物）

第五十三条 釈放された被收容者の遺留物（刑事施設に遺留した金品をいう。以下この章において同じ。）は、その釈放の日から起算して六月を経過する日までに、その者からその引渡しを要する費用の提供がないときは、国庫に帰属する。

（逃走者等の遺留物）

第五十四条 被收容者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに、その者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。

一 逃走したとき 逃走した日

二 第八十三条第二項の規定により解放された場合において、同条第三項に規定する避難を必要とする状況がなくなつた後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかつたとき 避難を必要とする状況がなくなつた日

三 第九十六条第一項の規定による作業又は第百六条の二第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき、その日

2 前条第二項の規定は、前項の遺留物について準用する。

(死亡者の遺留物)

第五十五条 死亡した被収容者の遺留物は、法務省令で定めるところにより、その遺族等（法務省令で定める遺族その他の者をいう。以下この章において同じ。）に対し、その申請に基づき渡すものとする。

2 死亡した被収容者の遺留物がある場合において、その遺族等の所在が明らかでないため第一百七十六条の規定による通知をすることはできないときは、刑事施設の長は、その旨を政令で定める方法によって公告しなければならない。

3 第一項の遺留物は、第一百七十六条の規定による通知をし、又は前項の規定により公告をした日から起算して六ヶ月を経過する日までに第一項の申請がないときは、国庫に帰属する。

4 第五十三条第二項の規定は、第一項の遺留物について準用する。

第六節 保健衛生及び医療

(保健衛生及び医療の原則)

第五十六条 刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。（運動）

第五十七条 被収容者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えるべきである。ただし、公判期日への出頭その他の事情により刑事施設の勤務時間内にその機会を与えることができないときは、この限りでない。（入浴）

第五十八条 被収容者は、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常使用する場所を清潔にしなければならない。

第五十九条 被収容者には、法務省令で定めるところにより、刑事施設における保健衛生上適切な入浴を行わせる。

(調髪及びひげそり)

第六十条 受刑者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる。

2 刑事施設の長は、受刑者が自弁により調髪を行いたい旨の申出をした場合において、その者の遇に適当と認めるときは、これを許すことができる。

3 刑事施設の長は、受刑者以外の被収容者が髪又はひげそりを行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。（健康診断）

第六十一条 刑事施設の長は、被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始後速やかに、及び毎年一回以上定期的に、法務省令で定めるところにより、健康診断を行わなければならぬ。刑事施設における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

2 被収容者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のため必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。（診療等）

第六十二条 刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）による診療（栄養補給の処置を含む。以下同じ。）を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

1 負傷し、若しくは疾病にかかっているときは、又はこれららの疑いがあるときは、その者の意思に反しない場合に限る。

2 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるときは、

3 刑事施設の長は、前項に規定する場合において、傷病の種類又は程度等に応じ必要と認めるときは、刑事施設の職員でない医師等による診療を行うことができる。

4 刑事施設の長は、前項に規定する場合において、傷病の種類又は程度等に応じ必要と認めるときは、刑事施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることができる。

(指名医による診療)

第六十三条 刑事施設の長は、負傷し、又は疾患にかかるている被収容者が、刑事施設の職員でない医師等を指名して、その診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、刑事施設に収容される前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その被収容者の医療上適当であると認めるときは、刑事施設内において、自弁によりその

2 刑事施設の長は、被収容者が、前項の規定に従わないとき、前項の規定により刑事施設の長が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を繼續することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

3 被収容者が前二項の規定により子を養育している場合には、その子の養育に必要な物品を貸与し、又は支給する。

4 前項に規定する場合において、被収容者が、その子の養育に必要な物品について、自弁のものを使用し、若しくは採取し、又はその子に使用させ、若しくは採取せたい旨の申出をした場合には、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り、これを許すものとする。

5 被収容者が第一項又は第二項の規定により養育している子については、被収容者の例により、健康診断、診療その他の必要な措置を執る。その診療を繼續することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

6 刑事施設の長は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により刑事施設の長が行う措置に従わないとき、前項の規定により刑事施設の長が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を繼續することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

7 刑事施設の長は、刑事施設内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、被収容者に対する措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置を執るものとする。（養護のための措置等）

第六十四条 刑事施設の長は、刑事施設内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、被収容者に対する措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置を執るものとする。（一人で行う宗教上の行為等）

第六十五条 刑事施設の長は、老人、妊娠婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする被収容者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置に準じた措置を執るものとする。

2 刑事施設の長は、被収容者が出産するときは、宗教家の行う宗教上の儀式行事及び教誨の機会を設けるよう努めなければならない。（民間の篤志家に限る）

3 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。（宗教上の儀式行事及び教誨）

病院、診療所又は助産所に入院させるものとする。

(子の養育)

第六十六条 刑事施設の長は、女子の被収容者がその子を刑事施設内で養育したい旨の申出をして、その子を刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、相当と認めるときは、その子が一歳に達するまで、これを許すことができる。

2 刑事施設の長は、被収容者が前項の規定により子を養育する場合において、その者の遇に適当と認めるとときは、これを許すことができる。

3 被収容者が前二項の規定により子を養育している場合には、その子の養育に必要な物品を貸与し、又は支給する。

4 前項に規定する場合において、被収容者が、その子の養育に必要な物品について、自弁のものを使用し、若しくは採取し、又はその子に使用させ、若しくは採取せたい旨の申出をした場合には、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り、これを許すものとする。

5 被収容者が第一項又は第二項の規定により養育している子については、被収容者の例により、健康診断、診療その他の必要な措置を執る。その診療を繼續することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

6 刑事施設の長は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により刑事施設の長が行う措置に従わないとき、前項の規定により刑事施設の長が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を繼續することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

7 刑事施設の長は、刑事施設内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、被収容者に対する措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置を執るものとする。（養護のための措置等）

第六十七条 被収容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

5 被収容者が第一項又は第二項の規定により養育している子については、被収容者の例により、健康診断、診療その他の必要な措置を執る。その診療を繼續することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

6 刑事施設の長は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により刑事施設の長が行う措置に従わないとき、前項の規定により刑事施設の長が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を繼續することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

7 刑事施設の長は、刑事施設内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、被収容者に対する措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置を執るものとする。（宗教上の儀式行事及び教誨）

第六十八条 刑事施設の長は、宗教家の行う宗教上の儀式行事及び教誨の機会を設けるよう努めなければならない。（民間の篤志家に限る）

2 刑事施設の長は、被収容者が出産するときは、宗教家の行う宗教上の儀式行事及び教誨の機会を設けるよう努めなければならない。（宗教上の儀式行事及び教誨）

第八節 書籍等の閲覧

(自弁の書籍等の閲覧)
第六十九条 被収容者が自弁の書籍等を閲覧することとは、この節及び第十一節の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

第七十条 刑事施設の長は、被収容者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

二 被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

三 被収容者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

四 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由のあるときは、法務省令で定めるところにより、被収容者にその費用を負担させることができるものにおいて、被収容者が負担すべき費用を負担しないときは、その閲覧を禁止する。

(新聞紙に関する制限)
第七十一条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被収容者が取得することができる新報紙の範囲及び取得方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができること。

(時事の報道に接する機会の付与等)
第七十二条 刑事施設の長は、被収容者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、重要な時事の報道に接する機会を与えるよう努めなければならない。

2 刑事施設の長は、第三十九条第二項の規定による援助の措置として、刑事施設に書籍等を備え付けるものとする。この場合において、備えた書籍等の閲覧の方法は、刑事施設の長が定める。

(刑事施設の規律及び秩序)
第九節 規律及び秩序の維持
 2 第三十四条第二項の規定は、前項の規定による女子の被収容者の身体及び着衣の検査について準用する。

(刑事施設の規律及び秩序)
第七十三条 刑事施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。
 2 前項の目的を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための

適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。

(遵守事項等)

第七十四条 刑事施設の長は、被収容者が遵守すべき事項（以下この章において「遵守事項」という。）を定める。

2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 犯罪行為をしてはならないこと。

二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。

三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。

四 刑事施設の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。

五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げをしてはならないこと。

六 刑事施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

七 刑事施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

八 金品について、不正な使用、所持、授受をしてはならないこと。

九 正当な理由なく、第九十二条若しくは第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十五条第一項各号、第一百三十三条若しくは第四百四条に規定する指導を拒んではならないこと。

十 前各号に掲げるもののほか、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項。

十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又は第九十六条第四項（第一百六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

(身体の検査等)
第七十五条 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者に対する身体の検査、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

2 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者に対し、その生活及び行動について指示することができる。

(制止等の措置)
第七十七条 刑務官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職務の執行を妨げ、その他刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれららの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される場合には、合理的に必要と判断される場合に該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

2 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

2 第三十四条第二項の規定は、前項の規定による女子の被収容者の身体及び着衣の検査について準用する。

3 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、刑事施設内において、被収容者以外の者（弁護人又は刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護人となるうとする者（以下「弁護人等」という。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帶品を取り上げて一時保管することができる。

3 被収容者の逃走又は刑事施設の職員の職務の行為をまさにしようとするとき。

2 刑務官の要求を受けたのに刑事施設から退去しないとき。

4 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。

(受刑者の隔離)
第七十六条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。

1 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

2 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。

3 前二項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。

(捕縛、手錠及び拘束衣の使用)
第七十七条 刑務官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかの行為をしてはならないこと。

1 他の被収容者と接觸することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある場合に

2 逃走すること。

3 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。

4 刑務官は、被収容者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、刑事施設の長の命令により、拘束衣を使用することができます。ただし、捕縛又は手錠と同時に使用することはできない。

5 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待つことまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができます。ただし、拘束衣の使用の期間は、三時間とすると。ただし、拘束衣の使用の期間は、三時間とする。

6 刑務官は、被収容者に拘束衣を使用し、又はその使用の期間を更新することができる。

7 刑務官は、拘束衣の使用の必要があると認めるとときは、通じて十二時間を超えない範囲内で、三時間ごとにその期間を更新することができる。

8 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、拘束衣の使用の必要がなくなつたときは、直ちにその使用を中止させなければならない。

9 刑事施設の長は、特に継続の必要があると認めるとときは、通じて十二時間を超えない範囲内で、三時間ごとにその期間を更新することができる。

10 刑事施設の長は、前項の規定には、速やかに、その旨を認める。

11 刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならぬ。

12 刑事施設の長は、前項の規定には、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならぬ。

7 捕縛、手錠及び拘束衣の制式は、法務省令で定める。

(保護室への収容)

第七十九条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、刑事施設の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。

一 自身を傷つけるおそれがあるとき。

二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

イ 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待ついとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、その被収容者を保護室に収容することができます。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

3 保護室への収容の期間は、七十二時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、四十八時間ごとにこれを更新することができます。

4 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させなければならない。

5 被収容者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならぬ。

6 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。(武器の携帯及び使用)

第八十条 刑務官は、法務省令で定める場合に限り、小型武器を携帯することができる。該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

一 暴動を起こし、又はまさに起こそうとするとき。

二 他人に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。

四 囚器を携帯し、刑務官が放棄を命じたのに、これに従わないとき。

五 刑務官の制止に従わず、又は刑務官に対し暴行若しくは集団による威力を用いて、逃走し、若しくは逃走しようとしたとき。

六 刑務官の逃走を助けるとき。

七 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができます。

一 被収容者が暴動を起こし、又はまさに起こそうとする場合において、その現場で、これらに参加し、又はこれらを援助するとき。

二 被収容者に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。

四 銃器、爆発物その他の囚器を携帯し、又は使用して、刑事施設に侵入し、若しくはその設備を損壊し、又はこれららの行為をまさにしようとするとするとき。

五 暴行又は脅迫を用いて、被収容者を奪取し、若しくは解放し、又はこれらの行為をまさにしようとするとするとき。

四 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条规定若しくは第三十七条规定に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない。

一 刑務官において他に被収容者の第二項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。

二 刑務官において他に被収容者以外の者の前項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。ただし、同項第二号に掲げる場合以外の場合にあっては、その者が刑務官の制止に従わないで当該行為を行うときに限る。

(収容のための連戻し)

第八十一条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める。

一 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

一 暴動を起こし、又はまさに起こそうとするとき。

二 他人に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

一 逃走したとき 逃走の時

二 第九十六条第一項の規定による作業又は百六条の二第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき

(災害時の応急用務)

第三 刑事施設の長は、地震、火災その他の災害に際し、刑事施設内にある者の生命又は身体の保護のため必要があると認める場合には、被収容者を刑事施設内又はこれに近接する区域における消防、人命の救助その他の応急の用務に就かせることができる。

四 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

一 被収容者が暴動を起こし、又はまさに起こそうとする場合において、その現場で、これらに参加し、又はこれらを援助するとき。

二 被収容者に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとする場合において、その現場で、これらに参加し、又はこれらを援助するとき。

四 銃器、爆発物その他の囚器を携帯し、又は使用して、刑事施設に侵入し、若しくはその設備を損壊し、又はこれららの行為をまさにしようとするとするとき。

五 暴行又は脅迫を用いて、被収容者を奪取し、若しくは解放し、又はこれらの行為をまさにしようとするとするとき。

四 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条规定若しくは第三十七条规定に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない。

一 刑務官において他に被収容者の第二項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。

二 刑務官において他に被収容者以外の者の前項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。ただし、同項第二号に掲げる場合以外の場合にあっては、その者が刑務官の制止に従わないで当該行為を行うとき

(矯正処遇)

第八十二条 受刑者には、矯正処遇として、第九十二条又は第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第百三十三条及び第百四十四条に規定する指導を行う。

二 矯正処遇は、処遇要領(矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)に基づいて行うものとする。

三 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の年齢を考慮し、その資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

4 処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望を酌して定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。

(被害者等の心情等の考慮)

第六十二条 刑事施設の長は、被収容者が前項の規定により応急の用務に就いて死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合について準用する。

第七十三条 刑事施設の長は、地震、火災その他の災害に際し、刑事施設内において避難の方法が前項の規定により応急の用務に就いて死亡しないときは、被収容者を適当な場所に護送しなければならない。

第八十三条 刑事施設の長は、地震、火災その他の災害に際し、刑事施設内において避難の方法がないときは、被収容者を適当な場所に護送しなければならない。

二 前項の場合は、前項の規定により応急の用務に就いて死亡しないときは、被収容者を適当な場所に護送することができないときは、刑事施設の長は、その者を刑事施設から解放することができる。地震、火災その他の災害に際し、刑事施設の外にある被収容者を避難させるため適当な場所に護送することができない場合も、同様とする。

三 前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、刑事施設又は刑事施設の長が指定した場所に出頭しなければならない。

四 刑事施設の長は、矯正処遇を行うに当たっては、前項の心情及び状況並びに次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

五 刑事施設の長は、法務省令で定める受刑者について、被害者等が関与する心地、被害者等の置かれている状況又は当該受刑者の生

活及び行動に関する意見(以下この節において「心情等」という。)を述べたい旨の申出があったときは、法務省令で定めるところにより、当該心地等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該受刑者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

(刑執行開始時及び釈放前の指導等)

第八十四条 受刑者には、矯正処遇として、第九十二条又は第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第百三十三条及び第百四十四条に規定する指導を行う。

二 矯正処遇は、処遇要領(矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)に基づいて行うものとする。

三 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の年齢を考慮し、その資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

2 過去の社会生活において直ちに必要な知識の付与その他受刑者の帰住及び釈放後の生活に関する指導

二 前項第二号に掲げる場合において直ちに必要な知識の付与その他受刑者の帰住及び釈放後の生活に関する指導

<p>に規定する場所に出頭しなかつたとき 避難を必要とする状況がなくなつた日</p> <p>三 外部通勤作業又は第百六条の二第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき その日</p> <p>第九十九条 刑事施設の長は、受刑者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等への給付</p>
--

<p>2 前項に規定する場合において、前条の手当金の支給を受けるべき者が、同一の事由につき國家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。</p> <p>第九十二条 刑事施設の長は、受刑者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その時に釈放したとするならばその受刑者に支給すべき作業報奨金に相当する金額を支給するものとする。</p> <p>（手当金）</p> <p>第一百条 刑事施設の長は、受刑者が作業上死亡した場合（作業上負傷し、又は疾病にかかるたるところにより、その遺族等に対し、死亡手当金を支給するものとする。）</p> <p>刑事施設の長は、作業上負傷し、又は疾病にかかるたる受刑者が治つた場合（作業上負傷し、又は疾病にかかるたる受刑者が受刑者以外の被収容者となつた場合において、その被収容者がその負傷又は疾病により死亡したときを含む。）において、身体に障害が残つたときは、法務省令で定めるところにより、その者に障害手当金を支給するものとする。ただし、その者が故意又は重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかるたときは、その全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>三 前二項の規定により支給する手当金の額は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基づく災害補償の額に関する基準を参照して法務省令で定める基準に従い算出した金額とする。</p> <p>四 刑事施設の長は、作業上負傷し、又は疾病にかかるたる受刑者が釈放の時になお治つていなければ、その被収容者が釈放の時になお治つていないとさを含む。）において、その傷病の性質、程度その他の状況を考慮して相当と認められる者が受刑者以外の被収容者となつた場合において、その被収容者が釈放の時になお治つていないとさを含む。）において、その傷病の性質、程度その他の状況を考慮して相当と認められる者は、法務省令で定めるところにより、その者に特別手当金を支給するものとする。</p> <p>（損害賠償との調整）</p> <p>第一百一条 国が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百五十五号）、民法（明治一十九年法律第八十</p>
--

<p>（改善指導）</p> <p>第三款 各種指導</p> <p>第一百三条 刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。</p> <p>2 第百条の手当金として支給を受けた金錢を標準として、租税その他の公課を課してはならない。</p>	<p>九号） その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、前条の手当金を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。</p> <p>（教科指導）</p> <p>第一百四条 刑事施設の長は、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しても、教科指導（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育の内容に準ずる同条の手当金の支給の義務を免れる。）</p>
<p>（指導の日及び時間）</p> <p>第四款 社会復帰支援等</p> <p>第一百五条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、前二条の規定による指導を行う日及び時間を定める。</p>	<p>第二 刑事施設の長は、前項に規定するもののほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対し、その学力の状況に応じた教科指導を行なうことができる。</p>

<p>（社会復帰支援）</p> <p>第一百六条 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上ででの困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。</p> <p>一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に居住することを助けること。</p> <p>二 暴力團員による不當な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力團員であること。</p> <p>三 その他法務省令で定める事情</p>	<p>（指導の日及び時間）</p> <p>第四款 社会復帰支援等</p> <p>第一百五条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、前二条の規定による指導を行う日及び時間を定める。</p>
<p>（社会復帰支援）</p> <p>第一百六条 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上ででの困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。</p> <p>一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に居住することを助けること。</p> <p>二 医療及び療養を受けること。</p> <p>三 就業又は修学を助けること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。</p>	<p>（社会復帰支援）</p> <p>第一百六条 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上ででの困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。</p> <p>一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に居住することを助けること。</p> <p>二 医療及び療養を受けること。</p> <p>三 就業又は修学を助けること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。</p>

<p>（外出及び外泊）</p> <p>第一百七条 刑事施設の長は、刑法第二十八条（国際受刑者移送法第二十一号において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条（未成年受刑者移送法第二十二条の規定により假釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けているものとする。）を行なうものとする。</p>

<p>（外出及び外泊）</p> <p>第一百八条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、前二条の規定による外出及び外泊についての費用に付けることは、受刑者が負担することができる場合には、その全部又は一部を国庫の負担とする。</p>
--

<p>（外出及び外泊）</p> <p>第一百九条 未決拘禁者としての地位を有する受刑者</p>

<p>（外出及び外泊）</p> <p>第一百九条 未決拘禁者としての地位を有する受刑者</p>

十六条、第一百六条第二項及び第一百六条の二から前条までの規定は、適用しない。

第十一節 外部交通

第一百十条 受刑者についての留意事項

この節の定めるところにより、受刑者に対し、外部交通（面会、信書の発受及び第百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。）を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

第二款 面会

第一回 面会

(面会の相手方)

第一百十一条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

第一回 受刑者の親族

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 受刑者の更生保護に関する者、受刑者の秆放後にこれを雇用しようとする者その他

の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

2 刑事施設の長は、受刑者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、

（面会の立会い等）

第一百十二条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合に

は、その指名する職員に、受刑者の面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させることが可能であると認められる者と面会する場合は、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認める場合に

あると認めるべき特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

自己に対する刑事施設の長の措置その他の自

己が受けた処遇に関し弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

二 自己に対する刑事施設の長の措置その他の自己が受けた処遇に関し弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する職務を遂行する公共団体の機関の職員

（面会の一時停止及び終了）

第一百十三条 刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させるこ

とができる。この場合においては、面会の一時停止のため、受刑者又は面会の相手方に對し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

（面会の相手方）

第一百十四条 刑事施設の長は、未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。以下この目ににおいて同じ。）に対し、他の者から面会の申出があつたときは、第百四十九条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより禁止される場合は、この限りでない。

（弁護人等以外の者との面会の立会い等）

第一百十五条 刑事施設の長は、未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。以下この目ににおいて同じ。）に対し、他の者から面会の申出があつたときは、第百四十九条第三項又は次節の規定により禁止される場合は、この限りでない。

（面会の相手方）

第一百十六条 刑事施設の長は、未決拘禁者の弁護人等以外の者との面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、刑事施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

（面会の相手方）

第一百十七条 第百十三条（第一項第二号ホを除く。）の規定は、未決拘禁者の面会について準用する。この場合において、同項中「各号のいずれか」とあるのは、「ときは」である。

（面会の相手方）

第一百十八条 未決拘禁者の弁護人等との面会の日及び時間帯は、日曜日その他政令で定める日以外の日の刑事施設の執務時間内とする。

（面会に関する制限）

第一百十九条 第百十三条、第一項第二号ホを除く。）、第二号ノに記載するものと同一のものとする。

（面会の相手方）

第一百二十条 刑事施設の長は、死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目ににおいて同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、第百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

（面会の相手方）

第一百二十一条 刑事施設の長は、死刑確定者の親族その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

（面会の相手方）

第一百二十二条 刑事施設の長は、死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目ににおいて同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、第百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

（面会の相手方）

第一百二十三条 刑事施設の長は、死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目ににおいて同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、第百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

（面会の相手方）

第一百二十四条 刑事施設の長は、受刑者の面会に關する制限

（面会の相手方）

第一百二十五条 刑事施設の長は、受刑者の面会に關する制限

（面会の相手方）

第一百二十六条 刑事施設の長は、受刑者の面会に關する制限

（面会の相手方）

第一百二十七条 刑事施設の長は、受刑者の面会に關する制限

（面会の相手方）

第一百二十八条 刑事施設の長は、受刑者の面会に關する制限

（面会の相手方）

第一百二十九条 刑事施設の長は、受刑者の面会に關する制限

（面会の相手方）

第一百三十条 刑事施設の長は、受刑者の面会に關する制限

（面会の相手方）

第一百三十一条 刑事施設の長は、受刑者の面会に關する制限

（面会の相手方）

第一百三十二条 刑事施設の長は、受刑者の面会に關する制限

（面会の相手方）

第一百三十三条 刑事施設の長は、受刑者の面会に關する制限

（面会の相手方）

2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、一月につき二回を下回つてはならない。

（面会の相手方）

第二回 未決拘禁者

（面会の相手方）

第三回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第四回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第五回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第六回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第七回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第八回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第九回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第十回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第十五回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

4 刑事施設の長は、第一項の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の場所について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をとることができる。

（面会の相手方）

第五回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第六回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第七回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第八回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第九回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第十回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

第十五回 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

（面会の相手方）

る結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

(面会の立会い等)

第百二十二条 刑事施設の長は、その指名する職員に、死刑確定者の面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。

その他の正当な利益の保護のためその立会い又は録音若しくは録画をさせないことを適当とする事情がある場合において、相当と認めるときは、この限りでない。

(面会の一時停止及び終了等)

第百二十三条 第百十三条(第一項第二号ニを除く。)及び第百十四条の規定は、死刑確定者の面会について準用する。この場合において、同条第二項中「一月につき二回」とあるのは、「一日につき一回」と読み替えるものとする。

第五目 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者

第百二十三条、第一百十八条、第一百二十一条及び第二百二十二条の規定は、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者の面会について準用する。この場合において、第百十三条第一項中「各号のいずれか」とあるのは、「各号のいずれか(弁護人等との面会の場合にあっては、第一号口に限る。)」と、同項第二号ニ中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と、第二百二十一条第一項中「場合及び刑事訴訟法の定めによるところにより許されない場合」と、同条第三項中「ときは」とあるのは「ときは、刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合を除き」と、第二百二十二条中「面会に」とあるのは「面会(弁護人等との面会を除く。)」と読み替えるものとする。

第六目 各種被収容者

(面会の相手方)

第一百二十四条 刑事施設の長は、各種被収容者に対し、他の者から面会の申出があつたときは、第一百四十八条第三項及び次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

第一百二十五条 第百十二条、第一百十三条(第一項第二号ニ及びホを除く。)及び第百十四条の規定は、各種被収容者の面会について準用する。この場合において、第二百二十二条第一項中「、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他のこと」とある

のは「その他の」と、第二百十四条第一項中「月につき二回」とあるのは「一日につき一回」と読み替えるものとする。

第三款 信書の発受

第一目 受刑者

(発受を許す信書)

第百二十七条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

次に掲げる信書については、前項の検査は、必要な限度において行うことを確認するために

これらの信書に該当することを確認するために第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限り

でない。

一 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受けける信書

二 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置

三 受刑者が自己を受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

四 威迫にわたる記述又は明らかに虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

六 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

七 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

八 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

九 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

十 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

十一 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

十二 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

十三 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

十四 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

十五 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

十六 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

十七 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

十八 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

十九 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

二十 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

二十一 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

二十二 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

二十三 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

二十四 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

二十五 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

二十六 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

二十七 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

二十八 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

二十九 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

三十 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

三十一 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

三十二 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

(信書の内容による差止め等)

第百二十九条 刑事施設の長は、第二百二十七条の規定による検査の結果、受刑者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。

同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様の使用する他の理由によつて、刑事施設の職員が理解できない内容のものであると

認めるとときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(発受を禁止した信書等の取扱い)

第百三十二条 刑事施設の長は、第二百二十九条又は第二百四十八条第三項の規定により禁止せられた場合には、その信書を、第二百二十九条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分

を保管するものとする。

第百三十三条 刑事施設の長は、第二百二十九条の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製(以下この章において「発受禁止信書等」という。)をその者に引き渡すものとする。

信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

第百三十四条 刑事施設の長は、受刑者の釈放の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製(以下この章において「発受禁止信書等」という。)をその者に引き渡すものとする。

信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

第百三十五条 刑事施設の長は、受刑者の死亡の際に該当する場合に限り、これを行うことができ

る。

(信書に要する費用)

第百三十六条 信書の発信に要する費用について

は、受刑者が負担することができない場合にお

いて、刑事施設の長が発信の目的に照らし相

て認めるときは、その全部又は一部を国庫の負

担とする。

(発受を禁止した信書等の取扱い)

第百三十七条 刑事施設の長は、第二百二十九条又は第二百四十八条第三項の規定により禁止せられた場合には、その信書を、第二百二十九条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分

を保管するものとする。

第百三十八条 刑事施設の長は、犯罪性のある者その他の受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある場合を除き、これを許すものとする。

(弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下この款において同じ。)

との間で発受する信書

(信書の発受の禁止)

(信書に関する制限)

第百三十九条 刑事施設の長は、法務省令で定める

ところにより、受刑者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯受刑者が

発信を申請する信書の通数並びに受刑者の信書の発受の方法について、刑事施設の管理運営上

必要な制限をすることができる。

前項の規定により受刑者が発信を申請する信

書の通数について制限をするときは、その通数

は、一月につき四通を下回ってはならない。

第五項の規定により引き渡さないこととした

發受禁止信書等は、受刑者の釈放若しくは死亡

の日又は受刑者が第五十四条第一項各号のいず

れ四項の申請」と読み替えるものとする。

第五項の規定により引き渡さないこととした

發受禁止信書等は、受刑者の釈放若しくは死亡

。)が弁護人等と面会し、又は弁護人等との間において信書の発受をする場合については、第2款第二目又は前款第二目中の未決拘禁者の弁護人等との面会又は信書の発受に関する規定(第百三十六条において準用する第百二十九条第一項第六号を除く。)の例による。

第五款 電話等による通信

(電話等による通信)

刑事施設の長は、受刑者(未決拘禁者としての地位を有するもの)を除く。(以下この款において同じ。)に対し、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めることを許すときには、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 第百三十一条の規定は、前項の通信について準用する。

五十三条の規定による処分を含む。次項及び次条において同じ。)の原因となる事実の要旨を通知するとともに、被収容者を補佐すべき者を刑事施設の職員のうちから指名しなければならない。

2 前項前段の規定による指名を受けた職員は、懲罰を科することの適否及び科すべき懲罰の内容について協議し、これらの事項についての意見及び被収容者の弁解の内容を記載した報告書を刑事施設の長に提出しなければならない。

(懲罰の執行)
第一百五十六条 刑事施設の長は、懲罰を科するとときは、被収容者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をするものとする。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができる。

2 刑事施設の長は、閉居罰の執行に当たっては、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聽かなければならぬ。第六十三条第一項の規定による宗教上の行為の禁止による診療の中止又は制限

第十三節 不服申立て

(審査の申請)
第一百五十七条 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服がある者は、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる。

一 第四十二条第二項の規定による自弁の物品の使用又は摂取を許さない処分
二 第四十九条の規定による領置されている現金の使用又は第五十条の規定による保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分
三 第六十三条第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止
四 第六十七条に規定する宗教上の行為の禁止又は制限
五 第七十一条第一項又は第七十二条の規定による書籍等の閲覧の禁止又は制限
六 第七十条第二項の規定による費用を負担させれる処分
七 第七十六条第一項の規定による隔離

八 第九十八条第一項の規定による作業報奨金の支給に関する処分

九 第百条第二項(第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による障害手当金の支給に関する処分

十 第百条第四項(第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定又は第二百二十九条、第三百三十条第一項若しくは第三百三十三条(これらの規定を第二百三十六条(第二百四十五条において同じ。)、第三百三十八条、第三百四十一

条、第三百四十二条及び第三百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による信書の発送又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限

十一 第百二十八条(第三百三十八条において準用する場合を含む。)の規定による発送禁止信書等の引渡しをしない処分(第三百三十二条第三項(第三百三十六条、第三百三十八条、第三百四十二条及び第三百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による引渡しに係るものに限る。)

十二 第百三十二条第五項前段(第三百三十六条、第三百三十八条、第三百四十二条、第三百四十四条及び第三百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による発送禁止信書等の引渡しをしない処分(第三百三十二条第三項(第三百三十六条、第三百三十八条、第三百四十二条及び第三百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による引渡しに係るものに限る。)

十三 第百四十八条第一項又は第二項の規定による費用を負担させる処分

十四 第百五十条第一項の規定による懲罰

十五 第百五十三条の規定による物を国庫に帰属させる処分

十六 第百五十四条第四項の規定による隔離

十七 第百五十四条第一項の規定による申告(おいて単に「審査の申請」という。)は、これを行う者が自らしなければならない。

(審査の申請期間)

第百五十八条 審査の申請は、措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(審査の申請)

第百五十九条 審査の申請は、措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(再審査の申請)

第百六十条 審査の申請は、措置の告知を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。

(矯正管区の長に対する事実の申告)

第百六十一条 矯正管区の長は、審査の申請を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。

(矯正管区の長に対する事実の申告)

第百六十二条 審査の申請は、措置の告知を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。

(再審査の申請)

（行政不服審査法の準用）

第一百五十九条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十一条、第二十二条第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二项及び第六項、第二十六条、第二十七条並びに第三十九条(第四十六条第二項並びに第六十四条第一項及び第五项、第二十三條、第二十五条第一項、第二项中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは、「職権で」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。)

調査)
2 矯正管区の長は、前項の調査をするため必要があるときは、刑事施設の長に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその関係者に對し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができる。(裁決)

3 矯正管区の長は、審査の申請を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。

（矯正管区の長に対する事実の申告）

2 被収容者は、自己に對する刑事施設の職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

3 第二款 事実の申告

（矯正管区の長に対する事実の申告）

2 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

（被収容者の申告）

2 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三條、第二十五条第一項、第二项及び第六項、第二十六条、第二十七条、第二十九条第二項及び第六項、第二十一条、第五十一條、第五十二条第一項及び第五项、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項(第二号を除く。)、第四十七条(ただし書及び

第二号を除く。)、第四十八条、第五十条第一項、第五十一條、第五十二条第一項及び第二项、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項(第二号を除く。)、第四十九条(第四十六条第二項並びに第六十四条第一項(第二号を除く。)、第四十七条(ただし書及び

あるときは、矯正管区の長は、その旨をその申告をした者に通知するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
五百六十一條 第一項並びに行政不服審査法第五十条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定による通知について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。
矯正管区の長は、前条第一項に規定する事実があつたことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置を執るものとする。
(法務大臣に対する事実の申告)
五百六十五条 被収容者は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、第一百六十一条第一項に規定する事実を申告することができる。
前項の規定による申告は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。
五百五十七条 第二項、第一百五十八条第二項、第一百六十条、第一百六十一条第一項並びに前条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十三条、第二十七条、第三十九条及び第五十条第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

「監査官」という。)に対し、苦情の申出をすることができる。
二 第五百七十二条第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。
三 監査官は、口頭による苦情の申出を受けるに当たっては、刑事施設の職員を立ち会わせてはならない。
四 前条第三項の規定は、監査官が苦情の申出を受けた場合について準用する。
(刑事施設の長に対する苦情の申出)
五百六十八条 被収容者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、刑事施設の長に対し、苦情の申出をすることができる。
二 第五百七十二条第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。
三 被収容者が口頭で第一項の苦情の申出をしようとするときは、刑事施設の長は、その指名する職員にその内容を聴取させることができる。
四 第五百六十六条第三項の規定は、刑事施設の長が苦情の申出を受けた場合について準用する。
(秘密申立て)
五百六十九条 刑事施設の長は、被収容者が、審査の申請等(審査の申請、再審査の申請又は第一百六十三条第一項若しくは第一百六十五条第一項の規定による申告をいう。次項及び次条において同じ。)をし、又は法務大臣若しくは監査官に対し苦情の申出をするに当たり、その内容を刑事施設の職員に秘密にすることができるよう必要な措置を講じなければならない。
二 第百二十七条(第一百四十四条において準用する場合を含む。)、第一百三十五条(第一百三十八条及び第一百四十二条において準用する場合を含む。)及び第一百四十条の規定にかかるらず、審査の申請等又は苦情の申出の書面は、検査をしてはならない。
(不利益取扱いの禁止)
五百七十二条 刑事施設の職員は、被収容者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。
(監査官に対する苦情の申出)
五百六十七条 被収容者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、第五条の規定により実地監査を行う監査官(以下この節において単に

一 一日があらかじめ定められている場合、その日の午前中
二 不定期刑の終了による場合、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第四十四条第二項の通知が刑事施設に到達した日の翌日の午前中
三 政令で行われる恩赦による場合であつて、当該恩赦に係る政令の規定の公布の日が釈放すべき日となる場合、その日のうち
四 前号に掲げる場合以外の場合、釈放の根拠となる文書が刑事施設に到達した時から十時間以内
(被勾留者の釈放)
五百七十二条 被勾留者(刑事施設に収容されているものに限る。以下この条において同じ。)の釈放は、次に掲げる事由が生じた後直ちに行う。
一 被告人の勾留の期間が満了したこと。
二 刑事訴訟法第三百四十五条の規定により勾留状が効力を失つたこと(被勾留者が公判廷にある場合に限る。)。
三 檢察官の釈放の指揮又は通知を受けたこと。
(その他の被収容者の釈放)
五百七十三条 前二条の規定によるもののほか、被収容者の釈放は、他の法令に定めるところによるもののほか、政令で定める事由が生じた後直ちに行う。
(傷病による滞留)
五百七十四条 刑事施設の長は、釈放すべき被収容者が刑事施設内において医療を受けている場合において、釈放によつてその生命に危険が及び、又はその健康に回復し難い重大な障害が生ずるおそれがあるときは、その者が刑事施設に一時とどまる許すことができる。
一 前項の規定により刑事施設にとどまる者の遭遇については、その性質に反しない限り、各種被収容者に関する規定を準用する。

一 釈放すべき日があらかじめ定められている場合、その日の午前中
二 第五百七十二条第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。
三 監査官は、口頭による苦情の申出を受けるに当たっては、刑事施設の職員を立ち会わせてはならない。
四 前条第三項の規定は、監査官が苦情の申出を受けた場合について準用する。
(被勾留者の釈放)
五百七十二条 被勾留者(刑事施設に収容されているものに限る。以下この条において同じ。)の釈放は、次に掲げる事由が生じた後直ちに行う。
一 被告人の勾留の期間が満了したこと。
二 刑事訴訟法第三百四十五条の規定により勾留状が効力を失つたこと(被勾留者が公判廷にある場合に限る。)。
三 檢察官の釈放の指揮又は通知を受けたこと。
(死刑の執行)
五百七十八条 死刑は、刑事施設内の刑場において執行する。
二 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七百七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日には、死刑を執行しない。
(死刑の執行)
五百七十九条 死刑を執行するときは、絞首された者の死亡を確認してから五分を経過した後に絞縄を解くものとする。
二 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七百七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日には、死刑を執行しない。
(解縄)
五百八十条 留置業務管理者は、被留置者に対して、その留置施設における留置の開始に際し、被留置者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。その留置施設に留置されている被留置者がその地位を異にするに至つたときも、同様とする。
一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項
二 第百九十五条第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項
三 保健衛生及び醫療に関する事項
四 宗教上の行為に関する事項
五 書籍等の閲覧に関する事項
六 第二百十一条第一項に規定する遵守事項
七 面会及び信書の発受に関する事項
八 審査の申請を行うことができる措置、審査の申請をすべき行政手続及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項

<p>九 第二百三十二条 第二百三十二条第一項の規定による申告を行なうことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項</p> <p>十 苦情の申出に関する事項</p> <p>2 前項の規定による告知は、内閣府令で定めるところにより、書面で行う。</p> <p>(識別のための身体検査)</p>	<p>第二百八十二条 留置担当官は、被留置者について、その留置施設における留置の開始に際し、その者の識別のために必要な限度で、その身体を検査することができる。その後必要が生じたときはも、同様とする。</p> <p>2 女子の被留置者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の留置担当官がこれを行わなければならぬ。ただし、女子の留置担当官がその検査を行うことができない場合には、男子の留置担当官が留置業務管理者の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。</p>
--	--

<p>第三節 起居動作の時間帯等</p> <p>(起居動作の時間帯)</p> <p>第二百八十三条 留置業務管理者は、内閣府令で定めたところにより、食事、就寝その他の起居動作をするべき時間帯を定め、これを被留置者に告知するものとする。</p>	<p>(活動の援助)</p> <p>第二百八十六条 留置者には、次に掲げる物品(書籍等を除く。以下この節において同じ。)であつて、その他の同項の規定による申告に関する事項その他の同項の規定による申告に関する事項</p> <p>2 前項の規定による告知は、内閣府令で定めるところにより、書面で行う。</p> <p>(識別のための身体検査)</p>
--	---

<p>(留置施設における矯正処遇)</p> <p>第二百八十四条 留置業務管理者は、内閣府令で定めたところにより、食事、就寝その他の起居動作をするべき時間帯を定め、これを被留置者に告知するものとする。</p>	<p>(活動の援助)</p> <p>第二百八十五条 留置業務管理者は、内閣府令で定めることにより、被留置者に対し、知的、教育的及び娛樂的活動その他の活動について、援助を与えるよう努めなければならない。</p>
--	--

<p>(留置施設における矯正処遇)</p> <p>第二百八十五条 留置施設においては、受刑者としての地位を有する被留置者(以下この章において「被留置受刑者」という。)について、矯正処遇は行わない。</p>	<p>(活動の援助)</p> <p>第二百八十六条 留置者には、次に掲げる物品(書籍等を除く。以下この節において同じ。)であつて、その他の同項の規定による申告に関する事項その他の同項の規定による申告に関する事項</p> <p>2 前項の規定による告知は、内閣府令で定めるところにより、書面で行う。</p> <p>(識別のための身体検査)</p>
--	---

に該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないときは、留置業務管理者は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

前項に規定する現金又は物品について、第一項の規定による引取りを求め、又は前項の規定により公告した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品の引取りをしないときは、その現金又は物品は、その留置施設の属する都道府県に帰属する。

第二項に規定する物品であつて、第一項第六号に該当するものについては、留置業務管理者は、前項の期間内でも、これを売却してその代金を保管することができる。ただし、売却できないものは、廃棄することができる。

五百九十二条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項第五号又は第六号に該当するもの（同項第一号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。）について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、留置業務管理者は、被留置者に対し、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

第四十五条第二項の規定は、前項の規定により留置業務管理者が被留置者に対し物品の処分を求めた場合について準用する。

五百九十三条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項各号のいずれにも該当しないものについて、被留置者がその交付を受けることを拒んだ場合には、留置業務管理者は、差入人に対し、その引取りを求めるものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

（物品の引渡し及び領置）

第一百九十四条 次に掲げる物品のうち、この法律の規定により被留置者が使用し、又は摂取することができるものは、被留置者に引き渡す。

一 第百九十二条第一号又は第二号に掲げる物品であつて、第一項各号のいずれにも該当しないもの（被留置者が交付を受けることを拒んだ場合を除く。）

二 次に掲げる金品は、留置業務管理者が領置する。

一 前項各号に掲げる物品のうち、この法律の規定により被留置者が使用し、又は摂取することができるるもの以外のもの

規定により引渡しを受けて保管する物品（第三項において準用する第四十八条第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品（第三項において準用する第四十八条第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品を含む。）及び被留置者が受けた信書での保管するもの）をいう。（以下この章において同じ。）の保管方法について、留置施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

二 留置業務管理者は、被留置者の保管私物（内閣府令で定めるものを除く。）の総量（次条において「保管総量」という。）が保管限度量（被留置者としての地位の別ごとに被留置者一人当たりについて保管することができる物品の量として留置業務管理者が定める量をいう。次条において同じ。）を超えるとき、又は被留置者について領置している物品（内閣府令で定めるものを除く。）の総量（次条において「領置総量」という。）が領置限度量（被留置者としての地位の別ごとに被留置者一人当たりについて保管することができる物品の量として同じ。）を超えるとき、又は被留置者への交付（信書の発信に該当するものを除く。）を申請した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許すものとする。

一 交付（その相手方が親族であるものを除く。第三号において同じ。）により、留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

二 被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。

三 被留置者が被留置受刑者である場合において、交付により、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

（刑事施設に関する規定の準用）

第一百九十八条 第五十一条の規定は留置業務管理者による差入れ等に関する限り、第五十二条の規定は留置業務管理者による領置金品の引渡しについて、第五十三条、第五十四条、第五十五条の規定は被留置者の保管私物について、同条第五項の規定は被留置者に係る領置物品について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「刑事施設の長」とあるのは、「留置業務管理者」と読み替えるものとす。

（領置金の使用）

第一百九十六条 留置業務管理者は、被留置者が、自弁物品等を購入し、又は留置施設における日用品を除く。）

二 第百九十二条第三号に掲げる物品であつて、前条第一項各号のいずれにも該当しないもの（被留置者が交付を受けることを拒んだ場合を除く。）

二 前条第一項第一号、第三号又は第四号のいずれにも該当しないもの

（保管私物等）

第一百九十五条 留置業務管理者は、内閣府令で定めるところにより、保管私物（被留置者が前条第一項の規定により引渡しを受けて保管する物品（第三項において準用する第四十八条第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品を含む。）及び被留置者が受けた信書での保管するもの）をいう。（以下この章において同じ。）の保管方法について、留置施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

二 被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより購入する自弁物品等の交付を受けることが許されないとき。

一 被留置するときは、この限りでない。ただし、自弁物品等を購入するための現金の使用の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、次各号のいづれかに該当するときは、この限りでない。

一 購入により、保管総量が保管限度量を超えた、又は領置総量が領置限度量を超えたとなるとき。

二 被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより購入する自弁物品等の交付を受けることが許されないとき。

一 被留置するときは、この限りでない。ただし、自弁物品等を購入するための現金の使用の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、次各号のいづれかに該当するときは、この限りでない。

一 購入により、保管総量が保管限度量を超えた、又は領置総量が領置限度量を超えたとなるとき。

二 被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより購入する自弁物品等の交付を受けることが許されないとき。

（保管私物又は領置金品の交付）

第一百九十七条 留置業務管理者は、被留置者が、保管私物又は領置されている金品（第二百一十七条において準用する第二百三十三条に規定する文書図画に該当するものを除く。）について、他の者（その留置施設に留置されている者を除く。）への交付（信書の発信に該当するものを除く。）を申請した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許すものとする。

一 交付（その相手方が親族であるものを除く。第三号において同じ。）により、留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

二 被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。

三 被留置者が被留置受刑者である場合において、交付により、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

（健康診断等）

第一百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設内の衛生を保持するため、社会一般的な保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

第六節 保健衛生及び医療

（保健衛生及び医療の原則）

常生活上自ら負担すべき費用に充てるため、領置されている現金を使用することを申請した場合には、必要な金額の現金の使用を許すものとする。ただし、自弁物品等を購入するための現金の使用の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

五十三条第一項、第五十四条第一項及び第五十五条第二項中「刑事施設の長」とあるのは、「留置業務管理者」と、第五十四条第一項第二号中「第八十三条第二項」とあるのは、「第百五十五条第二項」と、第五十五条第二項及び第五十五条第二項中「刑法施設の長」とあるのは、「留置業務管理者」と、第五十四条第一項第二号中「第八十三条第二項」とあるのは、「第百五十五条第二項」と、第五十五条第二項及び第三項中「第二百七十六条」とあるのは、「第二百三十九条」と読み替えるものとする。

（健康診断等）

第二百十条 留置業務管理者は、留置担当官に、被留置者から、その留置施設における留置の開始より、当該留置業務管理者が嘱託する医師による健診の実施のため必要な限度内における健診を行わなければならない。留置施設における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

二 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところに際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

（健康診断等）

第二百一条 留置業務管理者は、被留置者が、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のため必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。

（診療等）

第二百二条 留置業務管理者は、被留置者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、当該留置業務管理者が嘱託する医師等による診療を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者的生命に危険があり、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

一 負傷し、若しくは疾病にかかるつているとき、又はこれららの疑いがあるとき。

二 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。

2 留置業務管理者は、前項の規定により診療を行なう場合において、被留置者を病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被留置者を病院又は診療所に入院させることができる。

(指名医による診療)

第二百二条 留置業務管理者は、負傷し、又は病気にかかっている被留置者が、当該留置業務管理者が委嘱する医師等以外の医師等を指名して、その診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、留置施設に留置された前にその医師等による診療を受けたこととの他の事情に照らして、その被留置者の医療上適切であると認めるときは、内閣府令で定めることにより、留置施設内又は留置業務管理者が適当と認める病院若しくは診療所において、自弁によりその診療を受けることを許すことができる。

2 留置業務管理者は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行なう医師等(以下この条において「指名医」という。)の診療方法を確認するため、又はその後にその被留置者に対して診療を行うため必要があるときは、留置業務に従事する職員をしてその診療に立ち会わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3 指名医は、その診療に際し、留置業務管理者が内閣府令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。

4 留置業務管理者は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により留置業務管理者が行う措置に従わないとき、前項の規定により留置業務管理者が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。(調髪及びひげそり)

第二百三条 留置業務管理者は、被留置者が調髪又はひげそりを行ないたい旨の申出をした場合は、内閣府令で定めるところにより、これを許すものとする。

(刑事施設に関する規定の準用)

第二百四条 第五十七条から第五十九条までの規定は被留置者について、第六十四条及び第六十五条の規定は留置業務管理者による被留置者に

対する措置について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条、第五十九条及び第六十四条中「刑事施設内」とあるのは「留置施設内」と、「第六十一条」とあるのは「内閣府令」と、第五十七条ただし書き及び第五十九条中

「刑事施設」とあるのは「留置施設」と、第六十四条中「刑事施設内」とあるのは「留置施設内」と、「第六十一条」とあるのは「内閣府令」と、「第二項及び第三項」と、「第六十二条」とあるのは「第二百一条」と、第六十五条第二項中「刑事施設の外」とあるのは「留置施設の外」と読み替えるものとする。

第七節 宗教上の行為

第二百五条 被留置者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

第八節 書籍等の閲覧

(自弁の書籍等の閲覧)

第二百六条 被留置者が自弁の書籍等を閲覧することは、この節の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

第二百七条 留置業務管理者は、被留置者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

一 留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

二 被留置者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

三 被留置者が被留置受刑者である場合において、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、内閣府令で定めるところにより、被留置者にその費用を負担させることができる。

3 自身を傷つける行為をしてはならないこと。

4 留置業務に従事する職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。

5 自己又は他の被留置者の留置の確保を妨げるものある行為をしてはならないこと。

6 留置施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

2 留置担当官は、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被留置者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

2 第百八十二条第二項の規定は、前項の規定による留置業務に従事する職員は、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被留置者に対する機会の付与等の措置について、それぞれ準用する。この場合において、第七十一条中「内閣府令」とあるのは「内閣府令」と、同条及び第七十二条第一項中「被収容者」とあるのは「被留置者」と、第七十七条中「刑事施設の管理運営」とあるのは「留置施設の管理運営」と、第七十二条第二項中「第三十九条第二項」とあるのは「第百八十五条」と、「刑事施設に」とあるのは「留置施設に」と読み替えるものとする。

第九節 規律及び秩序の維持

(留置施設の規律及び秩序)

第二百十条 留置施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。

2 前項の目的を達成するため執る措置は、被留置者の留置を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。

(遵守事項等)

第二百十一条 留置業務管理者は、被留置者が遵守すべき事項(次項において「遵守事項」といいう。)を定める。

2 遵守事項は、被留置者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 犯罪行為をしてはならないこと。

二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。

三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。

4 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及ぶべき事項。

(捕縛、手錠、拘束衣及び防声具の使用)

第二百十三条 留置担当官は、被留置者を護送する場合又は被留置者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、内閣府令で定めるところにより、捕縛又は手錠を使用することができる。

1 逃走すること。

2 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。

3 留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること。

4 留置業務に従事する職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。

5 自己又は他の被留置者の留置の確保を妨げるものある行為をしてはならないこと。

6 留置施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

3 保護室が設置されていない留置施設においては、留置担当官は、被留置者が留置担当官の制

八 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。

九 前各号に掲げるもののほか、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項

十 前各号に掲げる事項について定めた遵守

置者に対する前項の措置について準用する。

(刑事施設に関する規定の準用)

十一 前各号に掲げる行為を企て、あたり、唆し、又は援助してはならないこと。

十二 前二項のほか、留置業務管理者又はその指定する留置業務に従事する職員は、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被留置者に対し、その生活及び行動について指示することができる。

(身体の検査等)

第二百十二条 留置担当官は、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被留置者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

2 第百八十二条第二項の規定は、前項の規定による各号に掲げる事項について定めた遵守

置者に対する前項の措置について準用する。

3 前二項のほか、留置業務管理者又はその指定する留置業務に従事する職員は、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被留置者に対する機会の付与等の措置について、それぞれ準用する。この場合において、第七十一条中「内閣府令」と、同条及び第七十二条第一項中「被収容者」とあるのは「内閣府令」と、第七十七条中「刑事施設の管理運営」とあるのは「留置施設の管理運営」と、第七十二条第二項中「第三十九条第二項」とあるのは「第百八十五条」と、「刑事施設に」とあるのは「留置施設に」と読み替えるものとする。

2 第百九十条第二項及び第三項の規定は、被留置者に対する前項の措置について準用する。

(刑事施設に関する規定の準用)

止に従わざ大声を発し続けて、留置施設内の平穏な生活を乱す場合において、他にこれを抑止する手段がないときは、留置業務管理者の命令により、防声具を使用することができる。この場合において、その被留置者が防声具を取り外し、又は損壊することを防ぐため必要があるときは、その使用と同時に捕縄又は手錠を使用することができる。

前二項に規定する場合において、留置業務管理者の命令を待ついとまがないときは、留置担当官は、その命令を待たないで、拘束衣又は防声具（前項後段の規定により使用する捕縄又は手錠を含む。）を使用することができます。この場合には、速やかに、その旨を留置業務管理者に報告しなければならない。

拘束衣及び防声具の使用の期間は、三時間とする。ただし、拘束衣の使用については、留置業務管理者は、特に継続の必要があると認めるときは、通じて十二時間を超えない範囲内で、三時間ごとにその期間を更新することができる。

留置業務管理者は、前項の期間中であつても、拘束衣又は防声具の使用の必要がなくなつたときは、直ちにその使用を中止させなければならない。

被留置者に拘束衣若しくは防声具を使用し、又は拘束衣の使用の期間を更新した場合には、留置業務管理者は、速やかに、その被留置者の健康状態について、当該留置業務管理者が委嘱する医師の意見を聴かなければならぬ。

留置業務管理は、内閣府令で定める。（保護室への収容）

第二百四十四条 留置担当官は、被留置者が次の各号のいづれかに該当する場合には、留置業務管理者の命令により、その者を保護室に収容することができる。

一 自身を傷つけるおそれがあるとき。

二 次のイからハまでのいづれかに該当する場合において、留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 留置担当官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ 留置施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

口 被留置者の保護室への収容について準用する。

この場合において、同条第一項から第五項までに規定する「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条第二項中「刑務官」とあるのは「留置担当官」と、同条第五項中「刑事施設の職員である医師」とあるのは「当該留置業務管理者が委嘱する医師」と、同条第六項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

この場合において、同条第一項から第五項までに規定する「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条第二項中「刑務官」とあるのは「留置担当官」と、同条第五項中「刑事施設の職員である医師」とあるのは「当該留置業務管理者が委嘱する医師」と、同条第六項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

（災害時の避難及び解放）

第二百五十五条 留置業務管理者は、地震、火災その他の災害に際し、留置施設において避難の方法がないときは、被留置者を適当な場所に護送しなければならない。

前項の場合において、被留置者を護送することができないときは、留置業務管理者は、その者を留置施設から解放することができる。地震その他の災害に際し、留置施設の外に震災、火災その他の災害に際し、留置施設の外に被留置者を避難させるため適当な場所に護送することができる場合も、同様とする。

前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなった後やかに、留置施設又は留置業務管理者が指定した場所に出頭しなければならない。

（面会の相手方）

第二百五十六条 留置業務管理者は、被留置受刑者以外の被留置者に対し、他の者から面会の申出があつたときは、第二百二十八条第三項の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、その被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されないときは、この限りでない。

被留置受刑者の面会の相手方

（被留置受刑者の面会の相手方）

第二百五十七条 留置業務管理者は、被留置受刑者に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、第二百二十八条第三項の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（被留置受刑者の親族）

第二百五十八条 留置業務管理者は、被留置受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のためその他の被留置受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のためのいづれかに該当する行為をするとき。

（被留置受刑者の更生保護に関するもの）

第二百五十九条 留置業務に従事する職員は、次に規定する職務を遂行する弁護士

する者その他の面会により被留置受刑者の改善更生に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

（被留置受刑者の改善更生に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる）

その他管理運営上必要な制限をすることができる。

前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、一日につき一回を下回つてはならない。

第二款 信書の発受

(発受を許す信書)

第二百二十二条 留置業務管理者は、被留置者に對し、この款又は第二百二十八条第三項の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を發受することを許すものとする。ただし、その被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより信書の發受が許されないときは、この限りでない。

(信書の検査)

留置業務管理者は、その指名する職員に、未決拘禁者が發受する信書について、検査を行わせることができる。

(信書の内容による差止め等)

第二百二十四条

留置業務管理者は、第二百二十一条の規定による検査の結果、被留置者が發受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その發受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第三項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当するこ

とを確認する過程においてその全部又は一部が次に掲げる信書について、これららの信書に該当するこ

に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに該当する場合に限り、これを行なうことができる。

(信書に関する制限)

第二百二十五条 留置業務管理者は、内閣府令で定めるところにより、被留置者が發信を申請するための被留置受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を發受する場合は、この限りでない。

(信書の内容による差止め等)

第二百二十六条 留置業務管理者は、内閣府令で定めるところにより、被留置者が發信を申請するための被留置受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を發受する場合は、この限りでない。

(前項の規定により引き渡さないこととされたものを除く。)並びに第五十五条第二項及び第三項の規定により引き渡さないこととされたものを除く。)にについて準用する。この場合において、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び第五十五条第三項中「国庫」とあるのは「その留置施設の属する都道府県」と、第五十四条第一項第二号中「第八十三条第二項」とあるのは「第二百五十五条第二項」と、第五十五条第二項及び第三項中「第七十六条」とあるのは「第二百三十九条」と、同条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは「第二百二十六条第四項の申請」と読み替えるものとする。

(前項の規定により信書の發受を禁止し、又は差し止められた場合はその信書を、第二百二十四条の規定により信書の一部を削除する場合には、その削除した部分を保管するものとする。

(前項の規定により信書の發受を禁止し、又は差し止められた場合はその信書を、第二百二十四条の規定により信書の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

留置業務管理者は、被留置者の釈放の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製(以下この章において「発受禁止信書等」といふ)をその者に引き渡すものとする。

(刑事施設に関する規定の準用)

第二百二十七条 第百三十一条の規定は被留置者の信書について、第一百三十三条の規定は被留置者の文書図画について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、第百三十三条中「国庫」とあるのは「その留置施設の属する都道府県」と読み替えるものとする。

(外國語による面会等)

第二百二十八条 留置業務管理者は、被留置者はその面会の相手方が國語に通じない場合には、外國語による面会を許すものとする。この場合において、発言の内容を確認するため通訳が必要であるときは、内閣府令で定めるところにより、その被留置者にその費用を負担させることができる。

留置業務管理者は、被留置者又はその信書の発受の相手方が國語に通じない場合その他相当と認める場合には、外國語による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内

容を確認するため翻訳が必要であるときは、内閣府令で定めるところにより、その被留置者がその費用を負担させることができる。

一 被留置者が前二項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会又は信書の発送を許さない。

第二十一節 不服申立て

第一款 審査の申請及び再審査の申請

(審査の申請)

第二百一十九条 次に掲げる留置業務管理者の措置に不服がある者は、書面で、警察本部長に対し、審査の申請をすることができる。

一 第百八十七条又は第一百九十条第一項の規定による自己の物品の使用又は攝取を許さない処分

二 第百九十条第二項（第二百八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第一百五十三条の規定による物を都道府県に帰属させる処分

三 第百九十六条の規定による領置されている現金の使用又は第百九十七条の規定による保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分

四 第二百二条第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止

五 第二百五条に規定する宗教上の行為の禁止又は制限

六 第二百七条第一項若しくは第二百八条第一項の規定又は第二百九条において準用する第七十一条の規定による書籍等の閲覧の禁止又は制限

七 第二百七条第二項の規定による費用を負担させる処分

八 第二百二十三条、第二百二十四条若しくは第二百二十五条第一項の規定又は第二百二十七条において準用する第二百三十三条の規定による信書の発受又は文書図画の交付の禁止差止め又は制限

九 第二百二十六条第五項前段の規定による發受禁止信書等の引渡しをしない処分（同条第三項の規定による引渡しに係るものに限る。）

十 前条第一項又は第二項の規定による費用を負担させる処分

二 前項の規定による審査の申請（以下この節において単に「審査の申請」という。）は、措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3 第五百五十七条第一項、第一百五十八条第二項及び第三項、第一百六十一条並びに第一百六十二条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十二条第一項及び第五项、第二十三条、第二十五条第一項を除く)、第四十七条规定(ただし書及び第二号を除く)、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二项の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第一百五十八条第三項及び第一百六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条及び第一百六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「警察本部長」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「掲示」かつ、その旨を官報その他公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第二百三十九条 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、公安委員会に対し、再審査の申請をすることができる。

前項の規定による再審査の申請(以下この節において単に「再審査の申請」という。)は、審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3 第五百五十七条第二項、第一百五十八条第二項、第一百六十条及び第一百六十一条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四项、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六项、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十条第一項及び第二项、第二项、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、第一百六十一条及び第一百六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「公安委員会」と、第一百六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管

理者」と、同法第二十五条第二項中「審査請求権で」の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二款 事実の申告

(警察本部長に対する事実の申告)

第二百三十二条 被留置者は、自己に対する留置業務に従事する職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、警察本部長に対し、その事実を申告することができる。

一 身体に対する違法な有形力の行使

二 違法又は不当な捕縛、手錠、拘束衣又は防音具の使用

三 違法又は不当な保護室への収容

2 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3 第五百七十七条第二項、第五百五十八条第二項及び第三項、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項並びに第六十四条第二項、第五百五十九条第三項、第二十二一条第一項及び第五項、第二十三条、第二十七条、第三十九条並びに第五十条第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第五百五十八条第三項及び第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第五項中「矯正管区の長」とあるのは「警察本部長」と、同項中「前条第一項」とあるのは「第二百三十二条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公安部委員会に対する事実の申告)

第二百三十二条 被留置者は、前条第三項において準用する第六十四条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面で、公安部委員会に対し、前条第一項に規定する事実を申告することができる。

2 前項の規定による申告は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

三百 第一百五十七条第二項、第一百五十八条第二項、第一百六十一条第一項及びに第一百六十二条第一項、第一項及び第四項並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十三条、第二十七条、第三十九条及び第五十条第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第一百六十条、第一百六十四条第一項並びに第一百六十四条第四項中「矯正管区の長」とあるのは「公安委員会」と、第一百六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、第一百六十四条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二百三十二条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 苦情の申出

(警察本部長に対する苦情の申出)

第二百三十三条 被留置者は、自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、警察本部長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 第一百五十七条第二項及び第一百六十六条第三項の規定は、前項の警察本部長に対する苦情の申出について準用する。

(監査官に対する苦情の申出)

第二百三十四条 被留置者は、自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、第十八条の規定により実地監査を行う監査官(以下この節において單に「監査官」という)に対し、苦情の申出をすることができる。

2 第一百五十七条第二項、第一百六十六条第三項及び第一百六十七条第三項の規定は、前項の監査官に対する苦情の申出について準用する。この場合において、同条第三項中「刑事施設の職員」とあるのは、「留置業務に従事する職員」と読み替えるものとする。
(留置業務管理者に対する苦情の申出)

第二百三十五条 被留置者は、自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、留置業務管理者に対し、苦情の申出をすることができる。

2 第一百五十七条第一項、第一百六十六条第三項及び第一百六十八条第三項の規定は、前項の留置業務管理者に対する苦情の申出について準用する。

第四款 雜則

(秘密申立て)
第二百三十六条 留置業務管理者は、被留置者が、審査の申請等による申告をいう。次項及び次条において同じ。)をし、又は警察本部長若しくは監査官に対し苦情の申出をするに当たり、その内容を留置業務に従事する職員に秘密にすることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 第二百二十二条の規定にかかるわらず、審査の申請等又は苦情の申出の書面は、検査をしてはならない。(不利益取扱いの禁止)

第二百三十七条 留置業務に従事する職員は、被留置者が審査の申請等又は苦情の申出をして、被留置者を理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

第十二節 釈放

第二百三十八条 第一百七十七条から第百七十三条までの規定は被留置者の釈放について、第一百七十五条の規定は釈放される被留置者について、それぞれ準用する。この場合において、第一百七十一条第二号及び第四号中「刑事施設」とあるのは、「留置施設」と読み替えるものとする。

第十三節 死亡

第二百三十九条 留置業務管理者は、被留置者が死亡した場合には、内閣府令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は発受禁止信書等があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。

第十四節 法務大臣との協議

第二百四十条 内閣総理大臣は、被勾留者及び受刑者の処遇の一を図るため、被勾留者である被留置者及び被留置受刑者の処遇に關し内閣府令を制定し、又は改廃するに当たつては、法務大臣と協議するものとする。

第四章 海上保安留置施設における海上保安被留置者の処遇

(留置開始時の告知)
第一節 留置の開始

第二百四十二条 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者に対し、その海上保安留置施設における留置の開始に際し、海上保安被留置者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。

<p>一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項 二 第二百五十条第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項</p>	<p>三 保健衛生及び医療に関する事項 四 宗教上の行為に関する事項 五 書籍等の閲覧に関する事項 六 第二百六十二条第一項に規定する遵守事項 七 面会及び信書の発受に関する事項 八 審査の申請を行うことができる措置、審査の申請をすべき行政庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項</p>
<p>九 第二百七十七条第一項の規定による申告を行なうことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項 十 苦情の申出に関する事項 (識別のための身体検査)</p>	<p>九 第二百七十七条第一項の規定による申告を行なうことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項 十 苦情の申出に関する事項 (識別のための身体検査)</p>

<p>第一節 処遇の態様 第二百四十三条 海上保安被留置者の処遇(運動、入浴又は面会の場合その他の国土交通省令で定める場合における処遇を除く。)は、居室(海上保安被留置者が主として休息及び就寝のため使用する場所として海上保安留置業務管理者が指定する室をいう。以下この条及び第二百六十四条において同じ。)外において行うことを行なう。</p>	<p>第二百四十四条 海上保安留置業務管理者は、国土交通省令で定めるところにより、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを海上保安被留置者に告知するものとする。</p>
<p>第二百四十五条 第百八十六条第二項、第百八十七条及び第百八十九条までの規定は、海上保安留置施設における海上保安被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに自弁について準用する。この場合において、第八十条第一項第三号中「内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と、第一百八十七条中「留置業務管理者」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、「第百九十条の規定により禁止される場合並びに被留置受刑者について改善更生に支障を生ずるおそれがある場合を除き」とあるのは「を除き」と読み替えるものとする。</p>	<p>第二百四十六条 第百八十六条第二項、第百八十七条及び第百八十九条までの規定は、海上保安被留置者に付けることができる。一方海上保安被留置者が留置される際に所持する現金及び物品</p>

<p>(金品の検査) 第二百四十六条 海上保安留置担当官は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。 一 海上保安被留置者が留置される際に所持する現金及び物品</p>	<p>第二百四十七条 海上保安留置業務管理者は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品以外の(留置時の所持物品等の処分) 三 海上保安被留置者に交付するため当該海上保安被留置者以外の者が海上保安留置施設に持参し、又は送付した現金及び物品</p>
<p>2 未決拘禁者(海上保安留置施設に留置されているものに限る。以下この章において同じ。)は、罪証の隠滅の防止上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、居室において単独の留置をしないことができる。</p>	<p>2 第四十五条第一項の規定は、前項の規定により海上保安留置業務管理者が海上保安被留置者に付し物品の処分を求めた場合について準用する。 第二百四十八条 海上保安留置業務管理者は、第二百四十六条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品の差入人に対し、その引取りを求めるものとする。 一 上海保安被留置者に交付することにより、その者が交付を受けることが許されない物品であるとき。 二 交付の相手方が未決拘禁者である場合において、海上保安留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。 三 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。 四 自弁物品等以外の物品であるとき。 五 前条第一項各号のいずれかに該当する物品であるとき。 六 第二百四十六条第三号に掲げる現金又は物品であるが、その旨を政令で定める方法によつて公に該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを請求することができないときは、海上保安留置業務管理者は、その旨を政令で定める方法によつて公告した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品は、国庫に帰属する。</p>

人がその引取りを拒んだときは、海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者に対し、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

6 第四十五条第二項の規定は、前項の規定により海上保安留置業務管理者が海上保安被留置者に対し物品の処分を求めた場合について準用する。

7 第二百四十六条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項各号のいずれにも該当しないものについて、海上保安被留置者がその交付を受けることを拒んだ場合には、海上保安留置業務管理者は、差入人に対し、その引取りを求めるものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

(物品の引渡し及び領置)

第二百四十九条 次に掲げる物品のうち、この法律の規定により海上保安被留置者が使用し、又は採取することができるものは、海上保安被留置者に引き渡す。

一 第二百四十六条第一号又は第二号に掲げる物品であつて、第二百四十七条第一項各号のいずれにも該当しないもの（海上保安被留置者が交付を受けることを拒んだ物品を除く。）

二 第二百四十六条第三号に掲げる物品であつて、前条第一項各号のいずれにも該当しないもの（海上保安被留置者が交付を受けることを拒んだ物品を除く。）

三 第二百四十六条第一号又は第二号に掲げる物品のうち、この法律の規定により海上保安被留置者が使用し、又は採取することができるものは、海上保安被留置者に引き渡す。

第一項各号に掲げる物品のうち、この法律の規定により海上保安被留置者が使用し、又は採取することができるもの以外のもの

2 第二百四十八条第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品を含む。）及び海上保安被留置者が受けた信書でその保管するものをいう。以下この章において同じ。）の保管方法について、海上保安留置施設の管理運営上必要な制限をることができる。

2 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者の保管私物（国土交通省令で定めるものを除く。）の総量（次条において「保管総量」といいう。）が保管限度量（海上保安被留置者としての地位の別ごとに海上保安被留置者一人当たりについて保管することができる物品の量として海上保安留置業務管理者が定める量をいう。次条において「領置総量」という。）を超えるとき、又は海上保安被留置者について同様の位置に該当する者を除く。）への交付を申請して、次に掲げる現金又は物品（国土交通省令で定めるものを除く。）の総量（次条において「領置総量」という。）が領置限度量（海上保安被留置者としての地位の別ごとに海上保安被留置者一人当たりについて領置している物品（国土交通省令で定めるものを除く。）の量を超えるときは、当該海上保安被留置者に対する超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付その他他相当の処分を求めることができる。腐敗し、又は滅失するおそれがあるときも、同様とする。

3 第四十五条第二項の規定は前項の規定により海上保安被留置者に対する物品の処分を求めた場合について、第四十八条第四項の規定は海上保安被留置者の保管私物について、同条第五項の規定は海上保安被留置者に係る領置物品について、それぞれ準用する。この場合において、これららの規定中「刑事施設の長」とあるのは、「海上保安留置業務管理者」と読み替えるものとする。

（領置金の使用）

第二百五十二条 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者が、自弁物品等を購入し、又は海上保安留置施設における日常生活上自ら負担すべき費用に充てるため、領置されている現金を使用することを申請した場合には、必要な金額の現金の使用を許すものとする。ただし、自弁物品等を購入するための現金の使用の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（保管私品の交付）

第二百五十三条 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより購入により、保管総量が領置限度量を超えることとなるとき。

（保管私物又は領置金品の交付）

第二百五十四条 海上保安留置施設においては、海上保安被留置者の心身の状況を把握することに努め、海上保安被留置者の健康及び海上保安留置施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

（運動）

第二百五十五条 海上保安被留置者には、国土交通省令で定めるところにより、その健康を保持する

く。）の総量（次条において「保管総量」といいう。）が保管限度量（海上保安被留置者としての地位の別ごとに海上保安被留置者一人当たりについて保管することができる物品の量として海上保安留置業務管理者が定める量をいう。次条において「領置総量」という。）を超えるとき、又は海上保安被留置者について同様の位置に該当する者を除く。）への交付を申請して、次に掲げる現金又は物品（国土交通省令で定めるものを除く。）の総量（次条において「領置総量」という。）が領置限度量（海上保安被留置者としての地位の別ごとに海上保安被留置者一人当たりについて領置している物品（国土交通省令で定めるものを除く。）の量を超えるときは、当該海上保安被留置者に対する超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付その他他相当の処分を求めることができる。腐敗し、又は滅失するおそれがあるときも、同様とする。

（刑事施設に関する規定の準用）

第二百五十三条 第五百十一条の規定は海上保安留置業務管理者による差入れ等に関する制限について、第五十二条の規定は海上保安留置業務管理者による領置金品の引渡しについて、第五十三条、第五十四条（第一項第三号を除く。）及び第五十五条の規定は海上保安被留置者の遺留物（海上保安留置施設に遺留した金品をいう。）について、第五十二条第一項中「法務省令」と、第五十九条及び第六十条第一項及び第六十二条第一項中「留置施設」とあるのは「海上保安留置施設」と、第六十四条中「刑事施設内」とあるのは「海上保安留置施設内」と、第六十六条中「刑事施設外」とあるのは「海上保安留置施設の外」と、第六十七条の規定による健康診断又は第六十二条第一項及び第六十二条第二項中「留置業務管理者」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、第六十五条第二項中「刑事施設の外」と、第六十六条第一項中「法務省令」と、第六十七条の規定による健康診断又は第六十二条第一項及び第六十二条第二項中「留置業務管理者」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、第六十六条第一項中「留置担当官」とあり、及び第六十二条第一項中「留置業務に従事する職員」とあるのは「海上保安留置担当官」と読み替えるものとする。

（運動）

第二百五十六条 第五十八条、第五十九条、第六十条第一項及び第六十二条第一項中「法務省令」と、第五十九条及び第六十条第一項及び第六十二条第二項中「留置施設」とあるのは「海上保安留置施設」として、第六十四条第一項及び第六十五条第一項及び第六十六条第一項中「留置業務管理者」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、第六十五条第一項及び第六十六条第一項中「留置担当官」とあり、及び第六十二条第一項中「留置業務に従事する職員」とあるのは「海上保安留置担当官」と読み替えるものとする。

（保健衛生及び医療の原則）

第二百五十七条 海上保安被留置者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、海上保安留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

（第八節 書籍等の閲覧）

第二百五十八条 海上保安被留置者が自弁の書籍等を閲覧することは、この節の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

（自弁の書籍等の閲覧）

第二百五十九条 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その閲覧を禁止することができる。

一 海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

（運動）

第二百六十条 海上保安被留置者には、国土交通省令で定めるところにより、その健康を保持する

するため適切な運動を行いう機会を与えなければならない。

（刑事施設及び留置施設に関する規定の準用）

第二百五十六条 第五十八条、第五十九条、第六十条第一項及び第六十二条第一項から第二百三十三条までの規定は海上保安被留置者について、第六十四条及び第六十五条の規定は海上保安留置業務管理者による海上保安被留置者に対する措置について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条及び第六十条第一項及び第六十二条第一項中「留置施設」とあるのは「海上保安留置施設」とあり、並びに第二百二条第一項及び第三項並びに第二百三条中「内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と、第五十九条中「刑事施設」とあり、並びに第二百三条第一項及び第二百二条第一項中「法務省令」とあり、並びに第二百二条第一項及び第三項並びに第六十四条中「刑事施設内」とあるのは「海上保安留置施設」と、第六十六条中「刑事施設内」とあるのは「海上保安留置施設内」と、第六十七条の規定による健康診断又は第六十二条第一項及び第六十二条第二項中「留置業務管理者」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、第六十五条第一項中「法務省令」と、第六十六条第一項中「法務省令」と、第六十七条の規定による健康診断又は第六十二条第一項及び第六十二条第二項中「留置業務管理者」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、第六十五条第一項中「留置担当官」とあり、及び第六十二条第一項中「留置業務に従事する職員」とあるのは「海上保安留置担当官」と読み替えるものとする。

（運動）

第二百五十七条 第五百十一条の規定は海上保安留置業務管理者による差入れ等に関する制限について、第五十二条の規定は海上保安留置業務管理者による領置金品の引渡しについて、第五十三条、第五十四条（第一項第三号を除く。）及び第五十五条の規定は海上保安被留置者の遺留物（海上保安留置施設に遺留した金品をいう。）について、第五十二条第一項中「法務省令」と、第五十九条及び第六十条第一項及び第六十二条第一項中「留置施設」とあるのは「海上保安留置施設」と、第六十四条中「刑事施設内」とあるのは「海上保安留置施設内」と、第六十六条中「刑事施設外」とあるのは「海上保安留置施設の外」と、第六十七条の規定による健康診断又は第六十二条第一項及び第六十二条第二項中「留置業務管理者」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、第六十五条第二項中「刑事施設の外」と、第六十六条第一項中「法務省令」と、第六十七条の規定による健康診断又は第六十二条第一項及び第六十二条第二項中「留置業務管理者」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、第六十五条第一項中「留置担当官」とあり、及び第六十二条第一項中「留置業務に従事する職員」とあるのは「海上保安留置担当官」と読み替えるものとする。

（保健衛生及び医療の原則）

第二百五十八条 海上保安被留置者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、海上保安留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

（第八節 書籍等の閲覧）

第二百五十九条 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その閲覧を禁止することができる。

一 海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

（運動）

第二百六十条 海上保安被留置者には、国土交通省令で定めるところにより、その健康を保持する

二 海上保安被留置者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安被留置者にその費用を負担させることができる。この場合において、海上保安被留置者が負担すべき費用を負担しないときは、その閲覧を禁止する。

(刑事施設に関する規定の準用)

第二百六十条 第七十二条の規定は海上保安留置業務管理者による新聞紙に關する制限について、第七十二条第一項の規定は海上保安留置業務管理者による時事の報道に接する機会の付与について、それぞれ準用する。この場合において、第七十二条中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同条及び第七十二条第一項中「被収容者」とあるのは「海上保安被留置者」と、第七十二条中「刑事施設の管理運営」と読みるのは「海上保安留置施設の管理運営」と読み替えるものとする。

第二百六十二条 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者が遵守すべき事項（次項において「遵守事項」という。）を定める。

2 遵守事項は、海上保安被留置者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 犯罪行為をしてはならないこと。

二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。

三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。

四 海上保安留置担当官の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。

五 自己又は他の海上保安被留置者の留置の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。

六 海上保安留置施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

七 海上保安留置施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

八 金品について、不正な使用、所持、授受その他他の行為をしてはならないこと。

九 前各号に掲げるもののほか、海上保安留置施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項

十八条第一項、第二項及び第六項中「被収容者」とあるのは「海上保安被留置者」と、同条第一項及び第七項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同条第二項から第六項までの規定中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同項中「刑事施設の職員である医師」とあるのは「当該海上保安留置業務管理者が委嘱する医師」と読み替えるものとする。

第十節 外部交通

第一款 面会

(面会の相手方)

第二百六十五条 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者に対し、他の者から面会の申出があつたときは、第二百七十四条第三項の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、その海上保安被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるとところにより面会が許されないとときは、この限りでない。

(弁護人等以外の者との面会の立会い等)

第二百六十六条 海上保安留置業務管理者は、海上保安留置担当官に、未決拘禁者の面会（弁護人等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。

第二百六十七条 海上保安留置業務管理者は、海上保安留置施設の規律及び秩序の維持その他の理由により必要があると認める場合には、海上保安留置担当官に、未決拘禁者以外の海上保安被留置者の面会（弁護人等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させることができる。

第二百六十八条 第二百二十条の規定は、海上保安被留置者の面会について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項から第五項までの規定中「留置施設」とあるのは「海上保安留置施設」と、同条第三項から第五項までの規定中「留置業務管理者」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同条第四項及び第五項中の「内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(留置施設に関する規定の準用)

第二百六十九条 第七十五条の規定は海上保安留置担当官による海上保安被留置者の身体、着衣、所持品及び居室の検査並びに所持品の保管並びに海上保安被留置者以外の者の着衣及び携帯品の検査並びに携帯品の保管について、第七十七条の規定は海上保安留置担当官による捕縛、手錠及び拘束衣の使用について、それぞれ準用する。この場合において、第七十五条第一項及び第三項並びに第七十八条第一項第三号中「刑事施設」とあるのは「海上保安留置施設」と、第七十五条第二項中「第三十四条第一項（面会の一時停止及び終了）」とあるのは「第二百四十二条第二項」と、第七

ては、第一号口に限る。)に該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、海上保安被留置者又は面会の相手方に對し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

イ 又はロのいずれかに該当する行為をするとき。

イ 次条において準用する第二百二十条第五項の規定による制限に違反する行為

ロ 海上保安留置施設の規律及び秩序を害する行為

ロ 海上保安被留置者又は面会の相手方が次の暗号の使用その他の理由によつて、海上保安留置担当官が理解できないもの

ロ 犯罪の実行を共謀し、あり、又は唆すもの

ハ 海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

ハ 海上保安留置業務管理者は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることができ相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

(留置施設に関する規定の準用)

第二百七十一条 第二百二十条の規定は、海上保安被留置者の面会について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項から第五項までの規定中「留置施設」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同条第四項及び第五項中の「内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

第二百六十九条 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者に対する職務を遂行する弁護士及び地方公共団体の機関の職員

二 自己に対する海上保安留置業務管理者の措置その他の自己が受けた処遇に關し調査を行うこと。

(発受を許す信書)

第二百七十一条 海上保安留置担当官は、次の各号のいずれか（弁護人等との面会の場合にあつては、第一号口に限る。)に該当する場合には、

上保安被留置者に対し、この款又は第二百七十三条第三項の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を發受することを許すものとする。

ただし、その海上保安被留置者が行為をしてはならないこと。

る未支給の作業賞与金があるときは、その額を報奨金計算額に加算する。

第七条 第七十九条第二項の規定は、受刑者が施行日前に行つた作業について、適用しない。(手当金に関する経過措置)

第七十九条(第五十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に受刑者が負傷し、又は疾病にかかった場合において、施行日以後に手当金の支給事由が生じたときについても、適用する。

受刑者について施行日前に支給事由が生じたとき、受刑者に於いて施行日前に支給事由が生じたときについても、適用する。

旧監獄法第二十八条第一項(旧監獄法第二十一項において準用する場合を含む。)の規定による未支給の手当金(死亡に係るもの)を除く。)の支給は、旧監獄法第二十八条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行後速やかに行うものとする。

旧監獄法第四十七条规定により発受を禁止した信書等の取扱いに関する経過措置

第八条 旧監獄法第四十七条规定により発受を許されなかつた受刑者に係る信書であつて、この法律の施行の際に旧監獄法に基づく命令の規定により保管されているものは、第九十九条第一項の規定により保管されている信書とみなす。

(懲罰に関する経過措置)

第九条 第百五条から第百十一条までの規定は、施行日前に受刑者がした旧監獄法第五十九条の規定により懲罰を科されるべき行為であつて、この法律の施行の際にまだ懲罰が科されていないものについても、適用する。この場合において、第一百六条第二項中「同項第五号」とあるのは、「同項第四号及び第五号」と、第一百七条第一項中「次に」とあるのは、「第一号、第二号及び第四号から第六号まで」とする。

施行日前に受刑者に科され、この法律の施行の際まだその執行が終わつていいない懲罰は、次の各号に掲げるものに限り、当該各号に定める懲罰とみなして、施行日以後も執行するものとする。ただし、その執行の期間は、第一号に掲げる懲罰にあつては三十日から施行日前に執行した期間を除いた期間、第三号に掲げる懲罰にあつては六十日(懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日)から施行日前に執行した期間を除いた期間を超えてはならない。

旧監獄法第六十条第一項第四号の懲罰(同項第十一号の懲罰に併科されたものを除く。)の者については、三十日)から施行日前に執行した期間を除いた期間を超えてはならない。

であつて、施行日前に執行した期間が三十日に満たないもの 第百六条第一項第四号の規定による。

前項の規定により同項第三号に掲げる懲罰の執行をする場合には、これに旧監獄法第六十条第一項第四号の懲罰が併科されていた場合を除き、第百七条第一項第三号に掲げる行為を停止してはならない。

二 旧監獄法第六十条第一項第五号の懲罰 第百六条第一項第二号の懲罰 懲罰

三 旧監獄法第六十条第一項第十一号の懲罰 第百六条第一項第三号の懲罰 懲罰

三 旧監獄法第六十条第一項第十一号の懲罰 第百六条第一項第三号に掲げる行為を除き、第百七条第一項第三号に掲げる行為を停止してはならない。

(審査の申請等に関する規定の準用)

第十条 第二編第十二章第一節及び第四節の規定は、前項第二項の規定により執行する懲罰に係る不服について準用する。この場合において、第百十三条规定中「措置の告知があつた日」とあるのは、「この法律の施行の日」と読み替えるものとする。

(事実の申告に関する経過措置)

第十一条 第二編第十二章第二節の規定は、受刑者に対し施行日前にされた刑事施設の職員による行為については、適用しない。

(情願に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際に刑事施設に収容されている受刑者が施行日前に旧監獄法第七条の規定により行つた情願であつて、この法律の施行の際にまだその処理がされていないものは、法務大臣に係るものにあつては第百二十一條第一項の規定により行つた苦情の申出と、巡官吏に係るものにあつては第百二十二条第一項の規定により行つた苦情の申出とみなす。

(労役場等への準用)

第十三条 附則第二条の規定は、労役場及び監置場について準用する。この場合において、同条中「第四条第一項」とあるのは、「第八条第三項において準用する旧監獄法第四条第一項」と、「第五条」とあるのは、「第一百四十二条第三項において準用する第五条」と読み替えるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 施行日前にした行為並びに附則第十六条及び第二十五条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後に

た行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(検討)

第一条 この法律は、公布の日から五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

第二条 この法律による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の待遇に関する法律(以下「新法」という。)第三十三条の規定は、この法律の施行の際に刑事施設に収容されている受刑者以外の被収容者等の待遇についても、適用する。この場合において、同条第一項前段中「その刑事施設における収容の開始に際し」とあるのは、「刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十九号)の施行後速やかに」とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(収容開始時の告知に関する特例)

第二条 この法律による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の待遇に関する法律(以下「新法」という。)第三十三条の規定は、この法律の施行の際に刑事施設に収容されている受刑者以外の被収容者等についても、適用する。この場合において、同条第一項前段中「その刑事施設における収容の開始に際し」とあるのは、「刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十九号)の施行後速やかに」とする。

(作業報奨金に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際に旧収容等法第二十七条第二項の作業賞与金で未支給のものがあるときは、この法律の施行後速やかに、これを支給するものとする。

(手当金に関する経過措置)

第六条 新法第八十二条第二項において準用する新法第百条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に受刑者以外の被収容者等の作業賞与金で未支給のものがあるときは、この法律の施行後速やかに、これを支給するものとする。

(海上保安留置施設における留置の開始に際し)

第三条 この法律の施行の際に海上保安留置施設における留置の開始に際し」とあるのは、「刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

新法第二百四十二条の規定は、この法律の施行の際に海上保安留置施設に留置されている受刑者及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

新法第二百四十二条の規定は、この法律の施行の際に海上保安留置施設に留置されている受刑者及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

(新法第百八十九条の規定は、この法律の施行の際に留置施設に留置されている受刑者以外の被収容者についても、適用する。この場合において、同条第一項前段中「その留置施設における留置の開始に際し」とあるのは、「刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

新法第百八十九条の規定は、この法律の施行の際に留置施設に留置されている受刑者以外の被収容者についても、適用する。この場合において、同条第一項中「その海上保安留置施設における留置の開始に際し」とあるのは、「刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

(新法第百八十九条の規定は、この法律の施行の際に海上保安留置施設に留置されている受刑者及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

(金品の取扱いに関する経過措置)

第二条 受刑者以外の被収容者について施行日前に支給事由が生じた旧収容等法第二十八条规定第一項(旧収容等法第二十二条第二項において準用する場合を含む。)の手当金(死亡に係るもの)を除く。)で未支給のものの支給は、旧収容等法第二十八条第二項(旧収容等法第二十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかる。)で未支給のものの支給は、旧収容等法第二十八条第二項(旧収容等法第二十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令の規定により領置されている受刑者以外の被収容者に於いても、適用する。

(発受を禁止した信書の取扱いに関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際に刑事施設に存する發受を許されなかつた受刑者以外の被収容者

2 この法律の施行の際に旧収容等法又はこれに基づく命令の規定により領置され、又は留置施設において保管されている受刑者以外の被収容者の金品(信書を除く。)は、新法第二百九十九条第二号に掲げる金品とみなして、新法第二百九十九条の規定を適用する。

3 この法律の施行の際に海上保安留置施設において保管されている海上保安被留置者の金品(信書を除く。)は、新法第二百四十六条第二号に掲げる金品とみなして、新法第二百四十九条の規定を適用する。

(遺留物の措置に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際に刑事施設に存する死者及び逃走者の遺留物(受刑者以外の被収容者に係るものに限る。)の措置については、なお從前の例による。

(作業報奨金に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際に刑事施設に収容されている受刑者以外の被収容者について、この法律の施行の際に、旧収容等法第二十七条第二項の作業賞与金で未支給のものがあるときは、この法律の施行後速やかに、これを支給するものとする。

(新法第百条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に受刑者以外の被収容者等の作業賞与金で未支給のものがあるときは、この法律の施行後速やかに、これを支給するものとする。

(手当金に関する経過措置)

第六条 新法第八十二条第二項において準用する新法第百条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に受刑者以外の被収容者等の作業賞与金で未支給のものがあるときは、この法律の施行後速やかに、これを支給するものとする。

(海上保安留置施設における留置の開始に際し)

第三条 この法律の施行の際に海上保安留置施設における留置の開始に際し」とあるのは、「刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

新法第二百四十二条の規定は、この法律の施行の際に海上保安留置施設に留置されている受刑者及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

新法第二百四十二条の規定は、この法律の施行の際に海上保安留置施設に留置されている受刑者及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

(新法第百八十九条の規定は、この法律の施行の際に海上保安留置施設に留置されている受刑者及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

新法第二百四十二条の規定は、この法律の施行の際に海上保安留置施設に留置されている受刑者及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

(新法第百八十九条の規定は、この法律の施行の際に海上保安留置施設に留置されている受刑者及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

(新法第百八十九条の規定は、この法律の施行の際に海上保安留置施設に留置されている受刑者及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

(新法第百八十九条の規定は、この法律の施行の際に海上保安留置施設に留置されている受刑者及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

(新法第百八十九条の規定は、この法律の施行の際に海上保安留置施設に留置されている受刑者及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

(作業報奨金に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際に刑事施設に存する發受を許されなかつた受刑者以外の被収容者

3 2 に係る信書は、新法第百三十六条、第百四十二条、第百四十二条又は第百四十四条において準用する新法第二百三十二条第一項の規定により保管されている信書とみなす。

3 3 この法律の施行の際現に留置施設に存する発受を許されなかつた受刑者以外の被留置者による信書は、新法第二百二十六条第一項の規定により保管されている信書とみなす。

3 4 この法律の施行の際現に海上保安留置施設に存する発受を許されなかつた海上保安被留置者に係る信書は、新法第二百七十二条第一項の規定により保管されている信書とみなす。

3 5 (懲罰に関する経過措置)

3 6 第八条 新法第二百五十一条から第二百五十九条までの規定は、次に掲げる行為であつて、この法律の施行の際まだ懲罰が科されていないものについても、適用する。この場合において、新法第二百五十五条第二項中「同項第五号」とあるのは、「同項第三号から第五号まで」と、同条第四項中「及び第三号」とあるのは、「から第四号まで」と、新法第二百五十二条第一項中「次に」とあるのは、「第二号及び第四号から第六号までに」とする。

3 7 一 この法律による改正前の刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（以下「旧法」といいう。）第二百三十七条第四項の規定により適用される旧収容等法第五十九条の規定により懲罰を科されるべき行為

3 8 二 前号に掲げるもののほか、旧収容等法第五十九条の規定により懲罰を科されるべき行為

3 9 三 次に掲げる懲罰の執行については、なお従前わざわざない懲罰

3 10 一 旧法第二百三十七条第一項の規定により執行される旧法第二百五条第一項の規定により科され、この法律の施行の際まだその執行が終わっていない懲罰

3 11 二 旧法第二百三十七条第二項の規定により適用され、この法律の施行の際まだその執行が終わっていない懲罰

3 12 三 旧法第二百三十七条第四項の規定により適用され、この法律の施行の際まだその執行が終わっていない懲罰

4 新法第百五十二条第一項（第一号及び第三号を除く）、第二項及び第三項並びに第百五十六条第一項ただし書及び第一項の規定は、前項の規定により執行する旧収容等法第六十条第一項の懲罰について準用する。

5 旧収容等法第五十九条の規定により科され、この法律の施行の際まだその執行が終わっていない懲罰（第二項第二号に掲げる懲罰及び第三項に規定する懲罰を除く。）は、次に掲げるものに限り、施行日以後も執行するものとする。ただし、その執行の期間は、第一号に掲げる懲罰にあつては三十日から施行日前に執行した期間を除いた期間、第四号に掲げる懲罰にあつては六十日（懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日）から施行日前に執行した期間を除いた期間を超えてはならない。

一 旧収容等法第六十条第一項第二号の懲罰であつて、施行日前に執行した期間が三十日に満たないもの

二 旧収容等法第六十条第一項第四号の懲罰

三 旧収容等法第六十条第一項第五号の懲罰

四 旧収容等法第六十条第一項第八号の懲罰であつて、施行日前に執行した期間が六十日（懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日）に満たないもの

6 新法第百五十二条第一項（第一号及び第三号を除く）、第二項及び第三項並びに第百五十六条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の規定により執行する旧収容等法第六十条第一項第八号の懲罰について準用する。
 （審査の申請等に関する規定の準用）

第九条 新法第二編第二章第十三節第一款及び第四款の規定は、前条第三項又は第五項の規定により執行される懲罰に係る不服について準用する。この場合において、新法第百五十八条第一項中「措置の告知があつた日」とあるのは、「刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日」と読み替えるものとする。

2 旧法第百三十七条第二項の規定により執行された懲罰（前条第二項第二号に掲げる懲罰を含む。）に係る不服については、なお從前の例による。

（事実の申告に関する経過措置）

第十一条 新法第二編第二章第十三節第二款の規定

第十三条 施行日前にした行為及び附則第十五条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(刑事施設二於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律の廢止)

第十四条 刑事施設二於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律は、廢止する。

附 則 (平成一九年五月一日法律第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、規程が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一九年六月一五日法律第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二五年六月一四日法律第四号) 抄

二 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十一条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）／「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）」／に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六十七条の二（第六十七条の七）／に改める部分に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定を除く。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十五条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十二条（第三条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第三十条、第三十一

法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十九条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百五十二号)、第一百四十一項の二の次に二条を加える改正規定中第一百四一条の四に係る部分に限る。)、第六十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六〇号)
抄 (施行期日)

この法律は、少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)
抄 (施行期日)

この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す

べき期間を経過したものと見做す。(前条の規定による改正前の法律の規定における訴えの提起については、なお従前の例による。)

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によるもの(前条の規定によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもの(前条の規定によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用を含む。)は、政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月十九日法律第三三十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月十九日法律第三十七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)(第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の一十七の項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定公

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条における同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用として当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものと戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 第一条 中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条 中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを「号」ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において、「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四条中国国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）、第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）、第二百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法第一部改正法第十一中少年鑑別所法百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三条及び第九十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の二及び第九十八条の三に係る部分に限る）、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十三条の次に二条を加える改正規定、同法第三百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二条及び第五百七条の改正規定、同法中同条を五百八条とし、第五百六条の次に章名及び一条を加える改正規定

並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定附則第十二条中刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定附則第十六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)。以下「日米地位協定刑事特別法」という)第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する協定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五号)以下「日国連裁判権議定書刑事特別法」という)第五条の改正規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第百五十一号)以下「日国連地位協定刑事特別法」という)第十五条の改正規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定(「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く)、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第七十七条第二号の改正規定、附則第二十九条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法第二十五条第三号の改正規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定、公布の日から起算して二年を超過しない範囲内において政令で定める日(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う調整規定等)

第二十八条 第三条号施行日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う調整規定(第一号及び第二号に係る部分に限る)及び第二四項、第九十八条の二十二第五項(第二号に係る部分に限る)、第九十八条の二十一第三項(第九十八条の二、第九十八条の十七第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る)及び第二百八十六条の規定の適用については、同条中第十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八条号)第四百九十五条第七項の改正規定附則第十六条中において政令で定める日

六 第一条中刑事訴訟法第三百四十二条の次に

七条を加える改正規定、同法第三百四十五条

四及び五略

の次に三条を加える改正規定、同法第四百三

刑法等一部改正法施行日前にした行為に対する罰則の規定の適用についても、同様とする。

(罰則に関する経過措置)

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

条(第七十二条第一号を削る改正規定を除く)の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第八条第三項並びに第

十一条第一項及び第二項の規定、附則第十三条中刑事補償法第一条第二項の改正規定、附則第十八条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定(「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分に限る)、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第七十七条第二号の改正規定、附則第二十九条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法第二十五条第三号の改正規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定、公布の日から起算して二年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。

当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第

二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十一条、第十二条及び第十三条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

第三 第六条 (罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

刑法等一部改正法施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

刑法等一部改正法施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)